

令和 7 年 3 月 24 日

一宮市規則第 4 号から第 16 号までを別紙のとおり公布する。

一宮市長 中 野 正 康

## 規則番号一覧表

規則第4号	一宮市事務分掌規則の一部を改正する規則
規則第5号	一宮市行政機関設置条例施行規則及び一宮市出張所処務規則の一部を改正する規則
規則第6号	市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則
規則第7号	一宮市職員等のハラスメント防止に関する規則
規則第8号	一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び一宮市パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
規則第9号	一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
規則第10号	一宮市職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則
規則第11号	一宮市職員旅費額条例施行規則の一部を改正する規則
規則第12号	予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則
規則第13号	一宮市市税条例施行規則及び一宮市事業所税条例施行規則の一部を改正する規則
規則第14号	展望塔の管理及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則
規則第15号	一宮市市民会館条例施行規則及び一宮市木曾川文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
規則第16号	アイプラザ一宮の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

令和7年3月24日

一宮市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第4号

一宮市事務分掌規則の一部を改正する規則  
一宮市事務分掌規則(昭和45年一宮市規則第13号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第2(第3条関係) 総合政策部 秘書課 略 広報課 略 政策課 (1)～(7) 略 <u>(8) 業務改善及び職員提案に関する 事務</u> 市民協働課 略 危機管理課 略 総務部 略 財務部 略 市民健康部 市民課 略 保険年金課 略 保健所保健総務課 略 保健所保健予防課 略 保健所保健衛生課 略 保健所健康支援課 (1)～(3) 略 <u>(4) 母子健康包括支援センター事業 に関する事務</u> (5)～(11) 略 福祉部 (福祉事務所) 福祉総務課 (1)～(9) 略 障害福祉課	別表第2(第3条関係) 総合政策部 秘書課 略 広報課 略 政策課 (1)～(7) 略 <u>(8) 中核市に関する事務</u> 市民協働課 略 危機管理課 略 総務部 略 財務部 略 市民健康部 市民課 略 保険年金課 略 保健所保健総務課 略 保健所保健予防課 略 保健所保健衛生課 略 保健所健康支援課 (1)～(3) 略 <u>(4) こども家庭センターに関する事 務(母子保健に関するものに限る。)</u> (5)～(11) 略 福祉部 (福祉事務所) 福祉総務課 (1)～(9) 略 <u>(10) 成年後見支援センター事業に関 する事務</u> 障害福祉課

(1)～(7) 略

(8) 指定難病の医療費給付

に関する事務

生活福祉課 略

高年福祉課 略

介護保険課 略

子ども家庭部

子育て支援課

子ども家庭相談課

(福祉事務所)

(1)～(3) 略

保育課

(1) 略

(2) 私立保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所

\_\_\_\_\_及び認可外保育施設の運営に関する事務

(3) 私立保育所の設置認可及び地域型保育事業

\_\_\_\_\_の認可に関する事務

(4)・(5) 略

青少年課 略

子ども発達支援課 略

環境部 略

活力創造部

産業振興課 略

観光交流課

(1)～(11) 略

(12) 渉外に関する事務

(13) 略

農業振興課 略

スポーツ課 略

指定管理課 略

博物館管理課 略

図書館管理課 略

(1)～(7) 略

(8) 指定難病の医療受給者証の交付

に関する事務

生活福祉課 略

高年福祉課 略

介護保険課 略

子ども家庭部

子育て支援課

子ども家庭相談課

(福祉事務所)

(1)～(3) 略

(4) こども家庭センターに関する事務(保健所健康支援課の所管するものを除く。)

保育課

(1) 略

(2) 私立保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、乳児等通園支援事業所

\_\_\_\_\_及び認可外保育施設の運営に関する事務

(3) 私立保育所の設置認可、地域型保育事業及び乳児等通園支援事業

\_\_\_\_\_の認可に関する事務

(4)・(5) 略

青少年課 略

子ども発達支援課 略

環境部 略

活力創造部

産業振興課 略

観光交流課

(1)～(11) 略

(12) 略

(13) 多文化共生に関する事務

農業振興課 略

スポーツ課 略

指定管理課 略

博物館管理課 略

図書館管理課 略

<p>まちづくり部 略</p> <p>建築部</p> <p>建築指導課</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>公共建築課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>市有建築物の工事に関する事務</u></p> <p>(3) <u>市有建築物の設備の計画及び設計に関する事務</u></p> <p>(4) <u>市有建築物の設備の工事に関する事務</u></p> <p>(5) <u>公共建築物の耐震に関する事務</u></p> <p>住宅政策課</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>建設部 略</p>	<p>まちづくり部 略</p> <p>建築部</p> <p>建築指導課</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) <u>宅地造成工事等の許可に関する事務</u></p> <p>公共建築課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>受託工事の施行に関する事務</u></p> <p>住宅政策課</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>終身建物賃貸借事業の認可に関する事務</u></p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>建設部 略</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第2建築指導課の項に1号を加える改正規定は、令和7年5月9日から施行する。

令和7年3月24日

一宮市行政機関設置条例施行規則及び一宮市出張所処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第5号

一宮市行政機関設置条例施行規則及び一宮市出張所処務規則の一部を改正する規則  
(一宮市行政機関設置条例施行規則の一部改正)

**第1条** 一宮市行政機関設置条例施行規則(平成17年一宮市規則第4号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(条例第2条の規則で定める事務) 第2条 条例第2条の表の市長及び福祉事務所長の権限に属する事務のうち規則で定めるものは、次のとおりとする。 (1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関する各種届、申請書等の受付及び証明に関する事務 (2)～(6) 略 (7) 埋火葬の許可及び斎場使用の許可に関する事務 (8) 市税の各種届、申請書等の受付及び証明に関する事務 (9) 生活保護に関する事務 (10)～(17) 略	(条例第2条の規則で定める事務) 第2条 略 (1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑に係る各種届、申請等の受付及び諸証明に関する事務 (2)～(6) 略 (7) 埋火葬の許可及び斎場の使用の許可等に関する事務 (8) 市税の各種届、申告書等の受付及び証明に関する事務 (9) 生活保護家庭関係者の医療券に関する事務 (10)～(17) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市出張所処務規則の一部改正)

**第2条** 一宮市出張所処務規則(昭和52年一宮市規則第32号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(分掌事務) 第3条 出張所において取り扱う事務は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関する各種届、申請書等の受付及び証明に關すること。 (4)・(5) 略	(分掌事務) 第3条 略 (1)・(2) 略 (3) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑に係る各種届、申請等の受付及び諸証明に関する事務 (4)・(5) 略

(6) 埋火葬の許可及び <u>斎場使用の許可</u> __に関する事。 (7)～(11) 略	(6) 埋火葬の許可及び <u>斎場の使用の許可</u> <u>等</u> に関する事務 (7)～(11) 略
-------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月24日

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第6号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則

(市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

**第1条** 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成3年一宮市規則第10号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、市長の権限に属する事務の一部を、 <u>議会事務局</u> の職員のうち市長の補助機関である職員の身分を併せ有するもの及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は委員会の管理に属する機関の職員に補助執行させることについて、必要な事項を定めるものとする。 ( <u>議会事務局</u> の職員に補助執行させる事務) 第2条 <u>議会事務局</u> の職員のうち市長の補助機関である職員の身分を併せ有するものに補助執行させる事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略	(趣旨) 第1条 この規則は、市長の権限に属する事務の一部を、 <u>議会局</u> の職員のうち市長の補助機関である職員の身分を併せ有するもの及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は委員会の管理に属する機関の職員に補助執行させることについて、必要な事項を定めるものとする。 ( <u>議会局</u> の職員に補助執行させる事務) 第2条 <u>議会局</u> の職員のうち市長の補助機関である職員の身分を併せ有するものに補助執行させる事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市職員の職名及び補職名に関する規則の一部改正)

**第2条** 一宮市職員の職名及び補職名に関する規則(昭和23年一宮市庁達第3号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(補職名) 第3条 職員の補職名は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 会計管理者、所長、事務局長、 <u>          </u> 、室長、園長、副園長、館長、主任工事検査員、出張所長、荘長、専任工事検査員、査察指導員、指導保育士、清掃監督、工務監督、清掃主任、工務主任	(補職名) 第3条 略 (1) 略 (2) 会計管理者、所長、事務局長、 <u>局長</u> 、室長、園長、副園長、館長、主任工事検査員、出張所長、荘長、専任工事検査員、査察指導員、指導保育士、清掃監督、工務監督、清掃主任、工務主任

(3) 略 2 略	(3) 略 2 略
--------------	--------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

**第3条** 一宮市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和62年一宮市規則第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1 等級別基準職務表(第3条関係) 1 行政職給料表(1)の等級別基準職務 (1)～(5) 略 (6) 9級 <u>議会事務局長</u> 若しくは消防 長の職又は市長が別に定める職 (3)～(6) 略 2～4 略	別表第1 等級別基準職務表(第3条関係) 1 略 (1)～(5) 略 (6) 9級 <u>議会局長</u> 若しくは消防 長の職又は市長が別に定める職 (3)～(6) 略 2～4 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月24日

一宮市職員等のハラスメント防止に関する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第7号

一宮市職員等のハラスメント防止に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、一宮市ハラスメント防止等に関する条例(令和7年一宮市条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(相談窓口の設置)

**第3条** 職員等からハラスメントに関する相談及び苦情(以下「相談等」という。)を受けるため、相談窓口(以下「窓口」という。)を設置する。

2 窓口の担当者(以下「担当者」という。)は、別表第1のとおりとする。

(ハラスメント対策委員会の設置)

**第4条** ハラスメントに関する事項を審議し公正な処理に当たるため、ハラスメント対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、別表第2左欄に掲げるハラスメント対策委員(以下「委員」という。)をもって組織し、各委員の担当部署等は同表中欄に、庶務担当の課は同表右欄に掲げるとおりとする。ただし、調査、審議等に当たり、臨時に有識者の委員を別に置くことができる。

3 委員会に委員長を置き、総務部長をもってこれに充てる。

4 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

5 副委員長は委員長があらかじめ指名するものとし、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

6 委員本人が関係する案件については、当該委員は、調査、審議等に参加することができないものとする。

7 委員会の庶務は、総務部人事課が担当する。

(相談等の申出等の手続)

**第5条** 職場におけるハラスメントを受け、目撃し、又は把握した職員等は、窓口に対し、ハラスメントの相談等を書面、口頭その他の手段により申し出ることができる。

2 前項の規定による書面による申出は、ハラスメント申出書を、担当者に提出することにより行うものとする。

3 ハラスメントを受けた職員等が心身の故障等により入院していることその他特別の事情により第1項の規定による申出(以下「申出」という。)をすることができない場合は、当該職員等の同僚、又は上司等で当該ハラスメントの事実関係を認識している者が当該申出をすることができる。

4 担当者は、申出について、委員を通じて委員長へ報告を行うものとする。ただし、申出に係る事案の当事者が委員のときは、委員長へ報告を行うものとし、申出に係る事案の

当事者が委員長のときは、副市長に報告を行うものとする。

(ハラスメントに関する報告についての対処方法)

**第6条** ハラスメントに関する報告については、委員会において調査、審議等を行うものとする。

2 前条第4項の規定により報告を受けた事案について、委員長が必要と認めるときは、その部署を担当する委員へ事実関係の調査を依頼する。

3 前項の規定により委員長から依頼を受けた委員は、別表第2右欄の庶務担当の課を通じて複数の職員等から聞き取りを行うなどの方法により、事実関係を調査し、その結果を委員長へ報告するものとする。

4 委員長は、前項の規定により委員からの報告を受け、必要と判断される場合は、委員会を招集し対応措置を審議し、審議結果をもとに関係者に対し委員を通じて指導・勧告等を行うこととする。

5 委員長は、委員会を招集するに至らなかった案件について、必要に応じて関係者に対し指導・勧告等を行うことができる。

(ハラスメント対策委員会の責務)

**第7条** 委員会は、ハラスメントの防止及び排除対策に努め、職員等が業務上において本市の外部と関わる中で起こるハラスメントについても同様に防止及び排除に努めるものとする。

(プライバシーの保護等)

**第8条** 市長、職員等及び委員会は、相談等に係る職員等及びハラスメントに係る当事者のプライバシーに十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。特に相談等を申し出たことによって不利益を被らないよう留意しなければならない。

(委任)

**第9条** この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項及びこの規則の施行に関し必要な帳票の様式は、市長が定める。

## 付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

**別表第1(第3条関係)**

ハラスメント相談窓口
総務部人事課、子ども家庭部保育課、病院事業部経営企画課、消防本部総務課及び上下水道部経営総務課の課長補佐各1名 議会局次長(議員)、一宮市職員労働組合及び全水道一宮水道労働組合が推薦する職員4名 庁内弁護士

**別表第2(第4条関係)**

ハラスメント対策委員	担当部署等	庶務担当の課
総務部長	他の委員の担当以外の部署	総務部人事課
子ども家庭部長	保育園	子ども家庭部保育課
病院事業部長	病院事業部	病院事業部経営企画課
消防長	消防本部	消防本部総務課
上下水道部長	上下水道部	上下水道部経営総務課
議会局長	議員	議会局総務課
一宮市職員労働組合が推薦する職員		
全水道一宮水道労働組合が推薦する職員		

令和7年3月24日

一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び一宮市パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第8号

一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び一宮市パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

**第1条** 一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成17年一宮市規則第23号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(育児を行う職員の時間外勤務の免除又は制限の請求手続等) 第9条の5 略 2～6 略 7 時間外勤務免除等開始日から起算して条例第8条の3又は第8条の4第2項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務免除等開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす (1) 略 (2) 当該請求に係る子が <u>3歳</u> に達した場合(条例第8条の3の規定による請求に限る。) (3) 当該請求に係る子が <u>小学校就学の始期に達した場合(条例第8条の4第2項の規定による請求に限る。)</u> 8・9 略 (特別休暇) 第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(10) 略 (11) <u>小学校就学の始期に達するまでの</u>	(育児を行う職員の時間外勤務の免除又は制限の請求手続等) 第9条の5 略 2～6 略 7 略  (1) 略 (2) 当該請求に係る子が <u>小学校就学の始期に達した場合</u>  8・9 略 (特別休暇) 第15条 略  (1)～(10) 略 (11) <u>9歳に達する日以後の最初の3月31</u>

\_\_\_\_子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員がその子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして別に定めるその子の世話を行う

\_\_\_\_  
\_\_\_\_  
\_\_\_\_  
\_\_\_\_

\_\_\_\_ことをいう。以下この号において同じ。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 子の看護休暇\_\_\_\_として、1の年において5日(その看護をする小学校就学の始期に達するまでの\_\_\_\_子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間

(12)～(21) 略

2・3 略

(介護時間)

第16条の2 略

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定による部分休業\_\_\_\_の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業\_\_\_\_の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員がその子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして別に定めるその子の世話を若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。以下この号において同じ。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 子の看護等休暇として、1の年において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間

(12)～(21) 略

2・3 略

(介護時間)

第16条の2 略

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定による部分休業又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業及び当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

(子育て部分休暇)

第16条の3 子育て部分休暇の単位は、30分とする。

2 子育て部分休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定による部分休業

<p>(介護休暇及び介護時間の承認)</p> <p>第19条 任命権者は、<u>介護休暇又は介護時間の請求</u>について、<u>条例第15条第1項又は第15条の2第1項</u>に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。</p> <p>第21条 略</p> <p>(帳票)</p> <p>第22条 この規則の施行に関し必要な帳票の種類は、次のとおりとし、その様式については、市長が別に定める。</p> <p>(1)～(7) 略</p>	<p><u>又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業及び当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。</u></p> <p>(介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認)</p> <p>第19条 任命権者は、<u>介護休暇、介護時間又は子育て部分休暇の請求</u>について、<u>条例第15条第1項、第15条の2第1項又は第15条の3第1項</u>に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。</p> <p>第21条 略</p> <p>(子育て部分休暇の請求等)</p> <p>第21条の2 <u>子育て部分休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ子育て部分休暇申請書により任命権者に請求しなければならない。</u></p> <p>2 <u>子育て部分休暇を取得している職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>子育て部分休暇に係る子が死亡した場合</u></p> <p>(2) <u>子育て部分休暇に係る子が職員の子でなくなった場合</u></p> <p>(3) <u>子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合</u></p> <p>(帳票)</p> <p>第22条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>子育て部分休暇申請書</u></p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 一宮市パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年一宮市規則第18号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間_____とする。</p> <p>(病気休暇)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に規定する病気休暇は、<u>無給</u>の休暇とする。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第14条 有給の特別休暇は公民休暇、公務休暇、結婚休暇、不妊治療休暇、産前休暇、産後休暇、出産介護休暇、出産養育休暇、服喪休暇、夏期休暇、事故休暇及び感染症休暇とし、<u>無給</u>の特別休暇はドナー休暇、育児時間休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、生理休暇及び妊産疾病休暇とする。</p> <p>第16条 略</p>	<p>(休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び<u>子育て部分休暇</u>とする。</p> <p>(病気休暇)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に規定する病気休暇は、<u>有給</u>の休暇とする。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第14条 有給の特別休暇は公民休暇、公務休暇、結婚休暇、不妊治療休暇、産前休暇、産後休暇、出産介護休暇、出産養育休暇、服喪休暇、夏期休暇、事故休暇及び感染症休暇とし、<u>無給</u>の特別休暇はドナー休暇、<u>育児時間休暇、子の看護等休暇</u>、短期介護休暇、生理休暇及び妊産疾病休暇とする。</p> <p>第16条 略</p> <p>(子育て部分休暇)</p> <p>第16条の2 <u>条例第15条の3第1項及び第2項の規定は、職員(同条の規定の適用があるとしたならば初めて同条の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものに限る。)</u>の子育て部分休暇について準用する。この場合において、同項中「2時間」とあるのは「2時間(当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)」と読み替えるものとする。</p> <p>2 <u>前項に規定する子育て部分休暇は、無給の休暇とする。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**付 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月24日

一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第9号

一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和元年一宮市規則第19号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1 報酬表(第3条関係)	別表第1 報酬表(第3条関係)
<u>1 行政職報酬表(1)</u> 【別記1 参照】	<u>1 行政職報酬表(1)</u> 【別記1 参照】
<u>2 行政職報酬表(2)</u> 【別記2 参照】	<u>2 行政職報酬表(2)</u> 【別記2 参照】
<u>3 教育職報酬表</u> 【別記3 参照】	<u>3 教育職報酬表</u> 【別記3 参照】
<u>4 医療職報酬表(2)</u> 【別記4 参照】	<u>4 医療職報酬表(2)</u> 【別記4 参照】
<u>5 医療職報酬表(3)</u> 【別記5 参照】	<u>5 医療職報酬表(3)</u> 【別記5 参照】
別表第2 職種別基準表(第5条関係) 【別記6 参照】	別表第2 職種別基準表(第5条関係) 【別記6 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

全部改正のため省略

改正案

職務の級 号給	1級	2級
	報酬月額(円)	報酬月額(円)
<u>1</u>	<u>183,500</u>	<u>230,000</u>
<u>2</u>	<u>184,600</u>	<u>231,500</u>
<u>3</u>	<u>185,800</u>	<u>233,000</u>

<u>4</u>	<u>186,900</u>	<u>234,500</u>
<u>5</u>	<u>188,000</u>	<u>236,000</u>
<u>6</u>	<u>189,700</u>	<u>237,500</u>
<u>7</u>	<u>191,300</u>	<u>239,000</u>
<u>8</u>	<u>192,900</u>	<u>240,500</u>
<u>9</u>	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>
<u>10</u>	<u>196,200</u>	<u>243,400</u>
<u>11</u>	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>
<u>12</u>	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>
<u>13</u>	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>
<u>14</u>	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>
<u>15</u>	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>
<u>16</u>	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>
<u>17</u>	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>
<u>18</u>	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>
<u>19</u>	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>
<u>20</u>	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>
<u>21</u>	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>
<u>22</u>	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>
<u>23</u>	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>
<u>24</u>	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>
<u>25</u>	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>
<u>26</u>	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>
<u>27</u>	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>
<u>28</u>	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>
<u>29</u>	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>
<u>30</u>	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>
<u>31</u>	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>
<u>32</u>	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>
<u>33</u>	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>
<u>34</u>	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>
<u>35</u>	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>
<u>36</u>	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>
<u>37</u>	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>
<u>38</u>	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>
<u>39</u>	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>
<u>40</u>	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>
<u>41</u>	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>

<u>42</u>	<u>239, 100</u>	<u>273, 800</u>
<u>43</u>	<u>239, 900</u>	<u>274, 600</u>
<u>44</u>	<u>240, 700</u>	<u>275, 300</u>
<u>45</u>	<u>241, 400</u>	<u>276, 000</u>
<u>46</u>	<u>242, 000</u>	<u>276, 700</u>
<u>47</u>	<u>242, 600</u>	<u>277, 400</u>
<u>48</u>	<u>243, 200</u>	<u>278, 100</u>
<u>49</u>	<u>243, 800</u>	<u>278, 800</u>
<u>50</u>	<u>244, 400</u>	<u>279, 500</u>
<u>51</u>	<u>245, 000</u>	<u>280, 200</u>
<u>52</u>	<u>245, 500</u>	<u>280, 900</u>
<u>53</u>	<u>246, 000</u>	<u>281, 500</u>
<u>54</u>	<u>246, 400</u>	<u>282, 200</u>
<u>55</u>	<u>246, 700</u>	<u>282, 800</u>
<u>56</u>	<u>247, 000</u>	<u>283, 500</u>
<u>57</u>	<u>247, 300</u>	<u>284, 100</u>
<u>58</u>	<u>247, 600</u>	<u>284, 800</u>
<u>59</u>	<u>247, 900</u>	<u>285, 400</u>
<u>60</u>	<u>248, 200</u>	<u>286, 100</u>
<u>61</u>	<u>248, 500</u>	<u>286, 700</u>
<u>62</u>	<u>248, 800</u>	<u>287, 400</u>
<u>63</u>	<u>249, 100</u>	<u>288, 000</u>
<u>64</u>	<u>249, 400</u>	<u>288, 500</u>
<u>65</u>	<u>249, 700</u>	<u>289, 000</u>
<u>66</u>	<u>250, 000</u>	<u>289, 600</u>
<u>67</u>	<u>250, 300</u>	<u>290, 100</u>
<u>68</u>	<u>250, 600</u>	<u>290, 700</u>
<u>69</u>	<u>250, 900</u>	<u>291, 200</u>
<u>70</u>	<u>251, 200</u>	<u>291, 700</u>
<u>71</u>	<u>251, 500</u>	<u>292, 300</u>
<u>72</u>	<u>251, 800</u>	<u>292, 900</u>
<u>73</u>	<u>252, 100</u>	<u>293, 400</u>
<u>74</u>	<u>252, 400</u>	<u>293, 900</u>
<u>75</u>	<u>252, 700</u>	<u>294, 300</u>
<u>76</u>	<u>253, 000</u>	<u>294, 600</u>
<u>77</u>	<u>253, 300</u>	<u>294, 800</u>
<u>78</u>	<u>253, 600</u>	<u>295, 100</u>
<u>79</u>	<u>253, 900</u>	<u>295, 300</u>

<u>80</u>	<u>254, 200</u>	<u>295, 600</u>
<u>81</u>	<u>254, 500</u>	<u>295, 800</u>
<u>82</u>	<u>254, 800</u>	<u>296, 000</u>
<u>83</u>	<u>255, 100</u>	<u>296, 300</u>
<u>84</u>	<u>255, 400</u>	<u>296, 500</u>
<u>85</u>	<u>255, 700</u>	<u>296, 800</u>
<u>86</u>	<u>256, 000</u>	<u>297, 100</u>
<u>87</u>	<u>256, 300</u>	<u>297, 400</u>
<u>88</u>	<u>256, 600</u>	<u>297, 700</u>
<u>89</u>	<u>256, 900</u>	<u>298, 000</u>
<u>90</u>	<u>257, 200</u>	<u>298, 300</u>
<u>91</u>	<u>257, 500</u>	<u>298, 600</u>
<u>92</u>	<u>257, 800</u>	<u>299, 000</u>
<u>93</u>	<u>258, 100</u>	<u>299, 200</u>
<u>94</u>		<u>299, 400</u>
<u>95</u>		<u>299, 700</u>
<u>96</u>		<u>300, 100</u>
<u>97</u>		<u>300, 300</u>
<u>98</u>		<u>300, 600</u>
<u>99</u>		<u>301, 000</u>
<u>100</u>		<u>301, 400</u>
<u>101</u>		<u>301, 600</u>
<u>102</u>		<u>301, 900</u>
<u>103</u>		<u>302, 200</u>
<u>104</u>		<u>302, 500</u>
<u>105</u>		<u>302, 700</u>
<u>106</u>		<u>303, 000</u>
<u>107</u>		<u>303, 300</u>
<u>108</u>		<u>303, 600</u>
<u>109</u>		<u>303, 800</u>
<u>110</u>		<u>304, 200</u>
<u>111</u>		<u>304, 600</u>
<u>112</u>		<u>304, 900</u>
<u>113</u>		<u>305, 100</u>
<u>114</u>		<u>305, 300</u>
<u>115</u>		<u>305, 600</u>
<u>116</u>		<u>306, 000</u>
<u>117</u>		<u>306, 200</u>

<u>118</u>		<u>306,400</u>
<u>119</u>		<u>306,700</u>
<u>120</u>		<u>307,000</u>
<u>121</u>		<u>307,400</u>
<u>122</u>		<u>307,600</u>
<u>123</u>		<u>307,900</u>
<u>124</u>		<u>308,200</u>
<u>125</u>		<u>308,500</u>

【別記2】

現行

全部改正のため省略

改正案

職務の級	1級	2級
号給	報酬月額(円)	報酬月額(円)
<u>1</u>	<u>185,700</u>	<u>227,700</u>
<u>2</u>	<u>187,400</u>	<u>228,500</u>
<u>3</u>	<u>189,100</u>	<u>229,300</u>
<u>4</u>	<u>190,800</u>	<u>230,100</u>
<u>5</u>	<u>192,500</u>	<u>230,800</u>
<u>6</u>	<u>194,200</u>	<u>231,600</u>
<u>7</u>	<u>195,800</u>	<u>232,400</u>
<u>8</u>	<u>197,400</u>	<u>233,200</u>
<u>9</u>	<u>199,000</u>	<u>234,000</u>
<u>10</u>	<u>200,500</u>	<u>234,700</u>
<u>11</u>	<u>202,000</u>	<u>235,400</u>
<u>12</u>	<u>203,500</u>	<u>236,100</u>
<u>13</u>	<u>205,000</u>	<u>236,800</u>
<u>14</u>	<u>206,500</u>	<u>237,400</u>
<u>15</u>	<u>208,000</u>	<u>238,000</u>
<u>16</u>	<u>209,500</u>	<u>238,600</u>
<u>17</u>	<u>211,000</u>	<u>239,200</u>
<u>18</u>	<u>212,400</u>	<u>239,800</u>
<u>19</u>	<u>213,800</u>	<u>240,400</u>
<u>20</u>	<u>215,200</u>	<u>240,900</u>
<u>21</u>	<u>216,600</u>	<u>241,400</u>

<u>22</u>	<u>217, 700</u>	<u>241, 900</u>
<u>23</u>	<u>218, 800</u>	<u>242, 400</u>
<u>24</u>	<u>219, 900</u>	<u>242, 900</u>
<u>25</u>	<u>220, 900</u>	<u>243, 400</u>
<u>26</u>	<u>221, 800</u>	<u>243, 900</u>
<u>27</u>	<u>222, 700</u>	<u>244, 300</u>
<u>28</u>	<u>223, 600</u>	<u>244, 800</u>
<u>29</u>	<u>224, 500</u>	<u>245, 400</u>
<u>30</u>	<u>225, 300</u>	<u>245, 900</u>
<u>31</u>	<u>226, 100</u>	<u>246, 400</u>
<u>32</u>	<u>226, 900</u>	<u>246, 800</u>
<u>33</u>	<u>227, 700</u>	<u>247, 200</u>
<u>34</u>	<u>228, 400</u>	<u>247, 700</u>
<u>35</u>	<u>229, 100</u>	<u>248, 200</u>
<u>36</u>	<u>229, 800</u>	<u>248, 600</u>
<u>37</u>	<u>230, 500</u>	<u>249, 000</u>
<u>38</u>	<u>231, 100</u>	<u>249, 500</u>
<u>39</u>	<u>231, 700</u>	<u>250, 000</u>
<u>40</u>	<u>232, 300</u>	<u>250, 400</u>
<u>41</u>	<u>233, 000</u>	<u>250, 800</u>
<u>42</u>	<u>233, 500</u>	<u>251, 300</u>
<u>43</u>	<u>234, 000</u>	<u>251, 800</u>
<u>44</u>	<u>234, 500</u>	<u>252, 200</u>
<u>45</u>	<u>235, 000</u>	<u>252, 600</u>
<u>46</u>	<u>235, 400</u>	<u>253, 000</u>
<u>47</u>	<u>235, 800</u>	<u>253, 400</u>
<u>48</u>	<u>236, 200</u>	<u>253, 800</u>
<u>49</u>	<u>236, 600</u>	<u>254, 200</u>
<u>50</u>	<u>236, 900</u>	<u>254, 600</u>
<u>51</u>	<u>237, 200</u>	<u>255, 000</u>
<u>52</u>	<u>237, 500</u>	<u>255, 400</u>
<u>53</u>	<u>237, 800</u>	<u>255, 800</u>
<u>54</u>	<u>238, 100</u>	<u>256, 200</u>
<u>55</u>	<u>238, 400</u>	<u>256, 600</u>
<u>56</u>	<u>238, 700</u>	<u>257, 000</u>
<u>57</u>	<u>238, 900</u>	<u>257, 300</u>
<u>58</u>	<u>239, 200</u>	<u>257, 700</u>
<u>59</u>	<u>239, 500</u>	<u>258, 100</u>

<u>60</u>	<u>239,700</u>	<u>258,400</u>
<u>61</u>	<u>239,900</u>	<u>258,700</u>
<u>62</u>	<u>240,200</u>	<u>259,100</u>
<u>63</u>	<u>240,500</u>	<u>259,500</u>
<u>64</u>	<u>240,700</u>	<u>259,800</u>
<u>65</u>	<u>240,900</u>	<u>260,100</u>
<u>66</u>	<u>241,200</u>	<u>260,400</u>
<u>67</u>	<u>241,500</u>	<u>260,700</u>
<u>68</u>	<u>241,700</u>	<u>260,900</u>
<u>69</u>	<u>241,900</u>	<u>261,100</u>
<u>70</u>	<u>242,200</u>	<u>261,400</u>
<u>71</u>	<u>242,500</u>	<u>261,700</u>
<u>72</u>	<u>242,700</u>	<u>261,900</u>
<u>73</u>	<u>242,900</u>	<u>262,100</u>
<u>74</u>	<u>243,200</u>	<u>262,400</u>
<u>75</u>	<u>243,500</u>	<u>262,700</u>
<u>76</u>	<u>243,700</u>	<u>262,900</u>
<u>77</u>	<u>243,900</u>	<u>263,100</u>
<u>78</u>	<u>244,200</u>	<u>263,400</u>
<u>79</u>	<u>244,500</u>	<u>263,700</u>
<u>80</u>	<u>244,700</u>	<u>263,900</u>
<u>81</u>	<u>244,900</u>	<u>264,100</u>
<u>82</u>	<u>245,200</u>	<u>264,400</u>
<u>83</u>	<u>245,400</u>	<u>264,700</u>
<u>84</u>	<u>245,700</u>	<u>264,900</u>
<u>85</u>	<u>245,900</u>	<u>265,100</u>
<u>86</u>	<u>246,100</u>	<u>265,300</u>
<u>87</u>	<u>246,400</u>	<u>265,600</u>
<u>88</u>	<u>246,700</u>	<u>265,900</u>
<u>89</u>	<u>246,900</u>	<u>266,100</u>
<u>90</u>	<u>247,200</u>	<u>266,300</u>
<u>91</u>	<u>247,500</u>	<u>266,600</u>
<u>92</u>	<u>247,700</u>	<u>266,800</u>
<u>93</u>	<u>247,900</u>	<u>267,100</u>
<u>94</u>	<u>248,200</u>	<u>267,400</u>
<u>95</u>	<u>248,500</u>	<u>267,700</u>
<u>96</u>	<u>248,700</u>	<u>267,900</u>
<u>97</u>	<u>248,900</u>	<u>268,100</u>

<u>98</u>	<u>249, 200</u>	<u>268, 400</u>
<u>99</u>	<u>249, 500</u>	<u>268, 600</u>
<u>100</u>	<u>249, 700</u>	<u>268, 900</u>
<u>101</u>	<u>249, 900</u>	<u>269, 100</u>
<u>102</u>	<u>250, 200</u>	<u>269, 300</u>
<u>103</u>	<u>250, 500</u>	<u>269, 600</u>
<u>104</u>	<u>250, 700</u>	<u>269, 900</u>
<u>105</u>	<u>250, 900</u>	<u>270, 100</u>
<u>106</u>		<u>270, 300</u>
<u>107</u>		<u>270, 600</u>
<u>108</u>		<u>270, 800</u>
<u>109</u>		<u>271, 100</u>
<u>110</u>		<u>271, 400</u>
<u>111</u>		<u>271, 700</u>
<u>112</u>		<u>271, 900</u>
<u>113</u>		<u>272, 100</u>
<u>114</u>		<u>272, 400</u>
<u>115</u>		<u>272, 600</u>
<u>116</u>		<u>272, 800</u>
<u>117</u>		<u>273, 100</u>
<u>118</u>		<u>273, 400</u>
<u>119</u>		<u>273, 700</u>
<u>120</u>		<u>273, 900</u>
<u>121</u>		<u>274, 100</u>
<u>122</u>		<u>274, 300</u>
<u>123</u>		<u>274, 600</u>
<u>124</u>		<u>274, 900</u>
<u>125</u>		<u>275, 100</u>
<u>126</u>		<u>275, 300</u>
<u>127</u>		<u>275, 600</u>
<u>128</u>		<u>275, 900</u>
<u>129</u>		<u>276, 100</u>
<u>130</u>		<u>276, 300</u>
<u>131</u>		<u>276, 600</u>
<u>132</u>		<u>276, 900</u>
<u>133</u>		<u>277, 100</u>
<u>134</u>		<u>277, 300</u>
<u>135</u>		<u>277, 600</u>

<u>136</u>		<u>277,900</u>
<u>137</u>		<u>278,100</u>

【別記3】

現行

全部改正のため省略

改正案

<u>職務の級</u>	<u>1級</u>	<u>2級</u>
<u>号給</u>	<u>報酬月額(円)</u>	<u>報酬月額(円)</u>
<u>1</u>	<u>263,100</u>	<u>346,100</u>
<u>2</u>	<u>264,900</u>	<u>348,300</u>
<u>3</u>	<u>266,700</u>	<u>350,500</u>
<u>4</u>	<u>268,400</u>	<u>352,700</u>
<u>5</u>	<u>270,000</u>	<u>354,600</u>
<u>6</u>	<u>271,500</u>	<u>356,900</u>
<u>7</u>	<u>273,000</u>	<u>359,200</u>
<u>8</u>	<u>274,500</u>	<u>361,500</u>
<u>9</u>	<u>276,000</u>	<u>363,700</u>
<u>10</u>	<u>278,000</u>	<u>366,000</u>
<u>11</u>	<u>280,000</u>	<u>368,100</u>
<u>12</u>	<u>282,000</u>	<u>370,200</u>
<u>13</u>	<u>284,000</u>	<u>372,200</u>
<u>14</u>	<u>286,000</u>	<u>373,800</u>
<u>15</u>	<u>288,000</u>	<u>375,400</u>
<u>16</u>	<u>290,000</u>	<u>377,000</u>
<u>17</u>	<u>292,000</u>	<u>378,600</u>
<u>18</u>	<u>294,700</u>	<u>379,900</u>
<u>19</u>	<u>297,300</u>	<u>381,200</u>
<u>20</u>	<u>299,900</u>	<u>382,500</u>
<u>21</u>	<u>302,500</u>	<u>383,800</u>
<u>22</u>	<u>305,000</u>	<u>385,400</u>
<u>23</u>	<u>307,400</u>	<u>387,000</u>
<u>24</u>	<u>309,700</u>	<u>388,500</u>
<u>25</u>	<u>311,800</u>	<u>390,000</u>
<u>26</u>	<u>313,900</u>	<u>391,600</u>
<u>27</u>	<u>316,000</u>	<u>393,100</u>

<u>28</u>	<u>318,100</u>	<u>394,600</u>
<u>29</u>	<u>320,100</u>	<u>396,000</u>
<u>30</u>	<u>321,700</u>	<u>397,400</u>
<u>31</u>	<u>323,200</u>	<u>398,800</u>
<u>32</u>	<u>324,700</u>	<u>400,100</u>
<u>33</u>	<u>326,200</u>	<u>401,000</u>
<u>34</u>	<u>327,800</u>	<u>402,200</u>
<u>35</u>	<u>329,300</u>	<u>403,300</u>
<u>36</u>	<u>330,800</u>	<u>404,400</u>
<u>37</u>	<u>332,200</u>	<u>405,400</u>
<u>38</u>	<u>333,600</u>	<u>406,600</u>
<u>39</u>	<u>334,900</u>	<u>407,800</u>
<u>40</u>	<u>336,200</u>	<u>408,900</u>
<u>41</u>	<u>337,400</u>	<u>410,000</u>
<u>42</u>	<u>339,100</u>	<u>411,200</u>
<u>43</u>	<u>340,700</u>	<u>412,400</u>
<u>44</u>	<u>342,600</u>	<u>413,600</u>
<u>45</u>	<u>344,200</u>	<u>414,700</u>
<u>46</u>	<u>345,800</u>	<u>416,200</u>
<u>47</u>	<u>347,300</u>	<u>417,700</u>
<u>48</u>	<u>348,800</u>	<u>419,200</u>
<u>49</u>	<u>350,400</u>	<u>420,600</u>
<u>50</u>	<u>352,000</u>	<u>421,500</u>
<u>51</u>	<u>353,500</u>	<u>422,400</u>
<u>52</u>	<u>354,900</u>	<u>423,200</u>
<u>53</u>	<u>356,300</u>	<u>424,100</u>
<u>54</u>	<u>357,300</u>	<u>425,100</u>
<u>55</u>	<u>358,300</u>	<u>426,100</u>
<u>56</u>	<u>359,300</u>	<u>426,900</u>
<u>57</u>	<u>360,400</u>	<u>427,600</u>
<u>58</u>	<u>361,700</u>	<u>428,400</u>
<u>59</u>	<u>363,000</u>	<u>429,200</u>
<u>60</u>	<u>364,300</u>	<u>430,100</u>
<u>61</u>	<u>365,600</u>	<u>431,100</u>
<u>62</u>	<u>366,900</u>	<u>432,100</u>
<u>63</u>	<u>368,200</u>	<u>433,000</u>
<u>64</u>	<u>369,500</u>	<u>433,900</u>
<u>65</u>	<u>370,700</u>	<u>434,600</u>

<u>66</u>	<u>372,000</u>	<u>435,500</u>
<u>67</u>	<u>373,300</u>	<u>436,400</u>
<u>68</u>	<u>374,500</u>	<u>437,200</u>
<u>69</u>	<u>375,700</u>	<u>438,100</u>
<u>70</u>	<u>377,000</u>	<u>438,900</u>
<u>71</u>	<u>378,300</u>	<u>439,700</u>
<u>72</u>	<u>379,500</u>	<u>440,600</u>
<u>73</u>	<u>380,700</u>	<u>441,300</u>
<u>74</u>	<u>382,000</u>	<u>441,700</u>
<u>75</u>	<u>383,300</u>	<u>442,100</u>
<u>76</u>	<u>384,500</u>	<u>442,500</u>
<u>77</u>	<u>385,700</u>	<u>442,900</u>
<u>78</u>	<u>386,900</u>	<u>443,400</u>
<u>79</u>	<u>388,000</u>	<u>443,800</u>
<u>80</u>	<u>389,200</u>	<u>444,200</u>
<u>81</u>	<u>390,600</u>	<u>444,400</u>
<u>82</u>	<u>392,000</u>	<u>444,800</u>
<u>83</u>	<u>393,500</u>	<u>445,100</u>
<u>84</u>	<u>394,900</u>	<u>445,400</u>
<u>85</u>	<u>395,900</u>	<u>445,700</u>
<u>86</u>	<u>397,200</u>	
<u>87</u>	<u>398,500</u>	
<u>88</u>	<u>399,900</u>	
<u>89</u>	<u>401,000</u>	
<u>90</u>	<u>402,000</u>	
<u>91</u>	<u>403,000</u>	
<u>92</u>	<u>404,100</u>	
<u>93</u>	<u>404,900</u>	
<u>94</u>	<u>406,000</u>	
<u>95</u>	<u>407,100</u>	
<u>96</u>	<u>408,000</u>	
<u>97</u>	<u>408,900</u>	
<u>98</u>	<u>409,800</u>	
<u>99</u>	<u>410,700</u>	
<u>100</u>	<u>411,600</u>	
<u>101</u>	<u>412,400</u>	
<u>102</u>	<u>413,400</u>	
<u>103</u>	<u>414,400</u>	

<u>104</u>	<u>415,400</u>	
<u>105</u>	<u>416,000</u>	
<u>106</u>	<u>416,700</u>	
<u>107</u>	<u>417,400</u>	
<u>108</u>	<u>418,000</u>	
<u>109</u>	<u>418,400</u>	
<u>110</u>	<u>418,800</u>	
<u>111</u>	<u>419,100</u>	
<u>112</u>	<u>419,400</u>	
<u>113</u>	<u>419,600</u>	
<u>114</u>	<u>419,900</u>	
<u>115</u>	<u>420,200</u>	
<u>116</u>	<u>420,500</u>	
<u>117</u>	<u>420,700</u>	
<u>118</u>	<u>421,000</u>	
<u>119</u>	<u>421,300</u>	
<u>120</u>	<u>421,500</u>	
<u>121</u>	<u>421,700</u>	
<u>122</u>	<u>422,000</u>	
<u>123</u>	<u>422,300</u>	
<u>124</u>	<u>422,500</u>	
<u>125</u>	<u>422,700</u>	

【別記4】

現行

全部改正のため省略

改正案

職務の級 号給	1級	2級
	報酬月額(円)	報酬月額(円)
<u>1</u>	<u>188,600</u>	<u>227,400</u>
<u>2</u>	<u>190,700</u>	<u>228,700</u>
<u>3</u>	<u>192,800</u>	<u>230,000</u>
<u>4</u>	<u>194,900</u>	<u>231,300</u>
<u>5</u>	<u>196,900</u>	<u>232,500</u>
<u>6</u>	<u>198,900</u>	<u>233,600</u>
<u>7</u>	<u>200,900</u>	<u>234,600</u>

<u>8</u>	<u>202, 700</u>	<u>235, 600</u>
<u>9</u>	<u>204, 500</u>	<u>236, 700</u>
<u>10</u>	<u>206, 400</u>	<u>237, 900</u>
<u>11</u>	<u>208, 300</u>	<u>239, 200</u>
<u>12</u>	<u>210, 400</u>	<u>240, 500</u>
<u>13</u>	<u>212, 100</u>	<u>241, 800</u>
<u>14</u>	<u>214, 100</u>	<u>243, 100</u>
<u>15</u>	<u>216, 300</u>	<u>244, 400</u>
<u>16</u>	<u>218, 400</u>	<u>245, 600</u>
<u>17</u>	<u>220, 500</u>	<u>246, 800</u>
<u>18</u>	<u>221, 600</u>	<u>248, 000</u>
<u>19</u>	<u>222, 700</u>	<u>249, 200</u>
<u>20</u>	<u>223, 800</u>	<u>250, 400</u>
<u>21</u>	<u>224, 900</u>	<u>251, 500</u>
<u>22</u>	<u>225, 800</u>	<u>252, 400</u>
<u>23</u>	<u>226, 700</u>	<u>253, 200</u>
<u>24</u>	<u>227, 600</u>	<u>254, 000</u>
<u>25</u>	<u>228, 500</u>	<u>254, 800</u>
<u>26</u>	<u>229, 400</u>	<u>255, 600</u>
<u>27</u>	<u>230, 300</u>	<u>256, 400</u>
<u>28</u>	<u>231, 200</u>	<u>257, 200</u>
<u>29</u>	<u>232, 100</u>	<u>258, 000</u>
<u>30</u>	<u>233, 000</u>	<u>258, 800</u>
<u>31</u>	<u>233, 900</u>	<u>259, 600</u>
<u>32</u>	<u>234, 800</u>	<u>260, 400</u>
<u>33</u>	<u>235, 600</u>	<u>261, 200</u>
<u>34</u>	<u>236, 400</u>	<u>262, 000</u>
<u>35</u>	<u>237, 200</u>	<u>262, 700</u>
<u>36</u>	<u>238, 000</u>	<u>263, 500</u>
<u>37</u>	<u>238, 800</u>	<u>264, 400</u>
<u>38</u>	<u>239, 600</u>	<u>265, 200</u>
<u>39</u>	<u>240, 400</u>	<u>266, 000</u>
<u>40</u>	<u>241, 200</u>	<u>266, 800</u>
<u>41</u>	<u>241, 800</u>	<u>267, 600</u>
<u>42</u>	<u>242, 400</u>	<u>268, 400</u>
<u>43</u>	<u>243, 000</u>	<u>269, 200</u>
<u>44</u>	<u>243, 500</u>	<u>270, 000</u>
<u>45</u>	<u>244, 000</u>	<u>270, 700</u>

<u>46</u>	<u>244,600</u>	<u>271,500</u>
<u>47</u>	<u>245,100</u>	<u>272,300</u>
<u>48</u>	<u>245,500</u>	<u>273,100</u>
<u>49</u>	<u>245,900</u>	<u>273,800</u>
<u>50</u>	<u>246,400</u>	<u>274,600</u>
<u>51</u>	<u>246,900</u>	<u>275,300</u>
<u>52</u>	<u>247,400</u>	<u>276,000</u>
<u>53</u>	<u>247,700</u>	<u>276,700</u>
<u>54</u>	<u>248,000</u>	<u>277,400</u>
<u>55</u>	<u>248,300</u>	<u>278,100</u>
<u>56</u>	<u>248,600</u>	<u>278,800</u>
<u>57</u>	<u>248,900</u>	<u>279,500</u>
<u>58</u>	<u>249,200</u>	<u>280,200</u>
<u>59</u>	<u>249,500</u>	<u>280,900</u>
<u>60</u>	<u>249,800</u>	<u>281,500</u>
<u>61</u>	<u>250,100</u>	<u>282,100</u>
<u>62</u>	<u>250,400</u>	<u>282,800</u>
<u>63</u>	<u>250,700</u>	<u>283,500</u>
<u>64</u>	<u>251,000</u>	<u>284,100</u>
<u>65</u>	<u>251,300</u>	<u>284,700</u>
<u>66</u>	<u>251,600</u>	<u>285,400</u>
<u>67</u>	<u>251,900</u>	<u>286,100</u>
<u>68</u>	<u>252,200</u>	<u>286,700</u>
<u>69</u>	<u>252,500</u>	<u>287,300</u>
<u>70</u>	<u>252,800</u>	<u>288,000</u>
<u>71</u>	<u>253,100</u>	<u>288,700</u>
<u>72</u>	<u>253,300</u>	<u>289,300</u>
<u>73</u>	<u>253,500</u>	<u>289,900</u>
<u>74</u>	<u>253,800</u>	<u>290,400</u>
<u>75</u>	<u>254,100</u>	<u>290,800</u>
<u>76</u>	<u>254,300</u>	<u>291,200</u>
<u>77</u>	<u>254,500</u>	<u>291,600</u>
<u>78</u>	<u>254,800</u>	<u>291,900</u>
<u>79</u>	<u>255,100</u>	<u>292,200</u>
<u>80</u>	<u>255,300</u>	<u>292,500</u>
<u>81</u>	<u>255,500</u>	<u>292,800</u>
<u>82</u>	<u>255,800</u>	<u>293,100</u>
<u>83</u>	<u>256,100</u>	<u>293,400</u>

<u>84</u>	<u>256,300</u>	<u>293,700</u>
<u>85</u>	<u>256,500</u>	<u>293,900</u>
<u>86</u>		<u>294,100</u>
<u>87</u>		<u>294,300</u>
<u>88</u>		<u>294,500</u>
<u>89</u>		<u>294,900</u>
<u>90</u>		<u>295,100</u>
<u>91</u>		<u>295,300</u>
<u>92</u>		<u>295,500</u>
<u>93</u>		<u>295,900</u>
<u>94</u>		<u>296,100</u>
<u>95</u>		<u>296,300</u>
<u>96</u>		<u>296,600</u>
<u>97</u>		<u>296,900</u>
<u>98</u>		<u>297,100</u>
<u>99</u>		<u>297,300</u>
<u>100</u>		<u>297,600</u>
<u>101</u>		<u>297,900</u>
<u>102</u>		<u>298,100</u>
<u>103</u>		<u>298,300</u>
<u>104</u>		<u>298,600</u>
<u>105</u>		<u>298,900</u>

【別記5】

現行

全部改正のため省略

改正案

職務の級 号給	1級	2級
	報酬月額(円)	報酬月額(円)
<u>1</u>	<u>207,700</u>	<u>240,600</u>
<u>2</u>	<u>209,600</u>	<u>242,800</u>
<u>3</u>	<u>211,400</u>	<u>245,000</u>
<u>4</u>	<u>213,100</u>	<u>247,200</u>
<u>5</u>	<u>214,800</u>	<u>249,400</u>
<u>6</u>	<u>216,700</u>	<u>250,400</u>
<u>7</u>	<u>218,500</u>	<u>251,300</u>

<u>8</u>	<u>220,200</u>	<u>252,200</u>
<u>9</u>	<u>221,900</u>	<u>253,100</u>
<u>10</u>	<u>223,900</u>	<u>254,300</u>
<u>11</u>	<u>225,800</u>	<u>255,400</u>
<u>12</u>	<u>227,700</u>	<u>256,300</u>
<u>13</u>	<u>229,600</u>	<u>257,100</u>
<u>14</u>	<u>231,600</u>	<u>257,800</u>
<u>15</u>	<u>233,600</u>	<u>258,500</u>
<u>16</u>	<u>235,600</u>	<u>259,400</u>
<u>17</u>	<u>237,600</u>	<u>260,500</u>
<u>18</u>	<u>239,600</u>	<u>261,600</u>
<u>19</u>	<u>241,700</u>	<u>262,700</u>
<u>20</u>	<u>243,700</u>	<u>263,800</u>
<u>21</u>	<u>245,600</u>	<u>264,900</u>
<u>22</u>	<u>246,800</u>	<u>266,000</u>
<u>23</u>	<u>248,000</u>	<u>267,100</u>
<u>24</u>	<u>249,100</u>	<u>268,200</u>
<u>25</u>	<u>250,200</u>	<u>269,200</u>
<u>26</u>	<u>251,100</u>	<u>270,300</u>
<u>27</u>	<u>252,000</u>	<u>271,400</u>
<u>28</u>	<u>252,900</u>	<u>272,400</u>
<u>29</u>	<u>253,700</u>	<u>273,400</u>
<u>30</u>	<u>254,500</u>	<u>274,100</u>
<u>31</u>	<u>255,200</u>	<u>274,800</u>
<u>32</u>	<u>255,900</u>	<u>275,500</u>
<u>33</u>	<u>256,700</u>	<u>276,200</u>
<u>34</u>	<u>257,500</u>	<u>276,800</u>
<u>35</u>	<u>258,300</u>	<u>277,300</u>
<u>36</u>	<u>259,000</u>	<u>277,800</u>
<u>37</u>	<u>259,700</u>	<u>278,300</u>
<u>38</u>	<u>260,600</u>	<u>278,900</u>
<u>39</u>	<u>261,500</u>	<u>279,400</u>
<u>40</u>	<u>262,300</u>	<u>279,900</u>
<u>41</u>	<u>263,100</u>	<u>280,300</u>
<u>42</u>	<u>264,000</u>	<u>280,800</u>
<u>43</u>	<u>264,800</u>	<u>281,300</u>
<u>44</u>	<u>265,600</u>	<u>281,800</u>
<u>45</u>	<u>266,400</u>	<u>282,300</u>

<u>46</u>	<u>267, 100</u>	<u>282, 800</u>
<u>47</u>	<u>267, 800</u>	<u>283, 300</u>
<u>48</u>	<u>268, 400</u>	<u>283, 800</u>
<u>49</u>	<u>269, 000</u>	<u>284, 300</u>
<u>50</u>	<u>269, 500</u>	<u>284, 800</u>
<u>51</u>	<u>270, 000</u>	<u>285, 300</u>
<u>52</u>	<u>270, 400</u>	<u>285, 800</u>
<u>53</u>	<u>270, 800</u>	<u>286, 300</u>
<u>54</u>	<u>271, 300</u>	<u>286, 800</u>
<u>55</u>	<u>271, 800</u>	<u>287, 300</u>
<u>56</u>	<u>272, 200</u>	<u>287, 800</u>
<u>57</u>	<u>272, 600</u>	<u>288, 300</u>
<u>58</u>	<u>273, 000</u>	<u>289, 100</u>
<u>59</u>	<u>273, 400</u>	<u>289, 900</u>
<u>60</u>	<u>273, 800</u>	<u>290, 600</u>
<u>61</u>	<u>274, 200</u>	<u>291, 300</u>
<u>62</u>	<u>274, 600</u>	<u>292, 200</u>
<u>63</u>	<u>275, 000</u>	<u>293, 100</u>
<u>64</u>	<u>275, 400</u>	<u>293, 900</u>
<u>65</u>	<u>275, 800</u>	<u>294, 700</u>
<u>66</u>	<u>276, 200</u>	<u>295, 600</u>
<u>67</u>	<u>276, 600</u>	<u>296, 400</u>
<u>68</u>	<u>277, 000</u>	<u>297, 200</u>
<u>69</u>	<u>277, 400</u>	<u>298, 000</u>
<u>70</u>	<u>277, 900</u>	<u>298, 900</u>
<u>71</u>	<u>278, 400</u>	<u>299, 800</u>
<u>72</u>	<u>278, 800</u>	<u>300, 700</u>
<u>73</u>	<u>279, 200</u>	<u>301, 600</u>
<u>74</u>	<u>279, 800</u>	<u>302, 500</u>
<u>75</u>	<u>280, 400</u>	<u>303, 400</u>
<u>76</u>	<u>280, 900</u>	<u>304, 300</u>
<u>77</u>	<u>281, 400</u>	<u>305, 100</u>
<u>78</u>	<u>282, 000</u>	<u>306, 100</u>
<u>79</u>	<u>282, 600</u>	<u>307, 100</u>
<u>80</u>	<u>283, 100</u>	<u>308, 000</u>
<u>81</u>	<u>283, 600</u>	<u>308, 500</u>
<u>82</u>	<u>284, 100</u>	<u>309, 400</u>
<u>83</u>	<u>284, 600</u>	<u>310, 300</u>

<u>84</u>	<u>285, 100</u>	<u>311, 100</u>
<u>85</u>	<u>285, 600</u>	<u>311, 900</u>
<u>86</u>	<u>286, 100</u>	<u>312, 900</u>
<u>87</u>	<u>286, 600</u>	<u>313, 900</u>
<u>88</u>	<u>287, 100</u>	<u>314, 900</u>
<u>89</u>	<u>287, 600</u>	<u>315, 800</u>
<u>90</u>	<u>288, 100</u>	<u>316, 900</u>
<u>91</u>	<u>288, 600</u>	<u>317, 900</u>
<u>92</u>	<u>289, 100</u>	<u>318, 900</u>
<u>93</u>	<u>289, 600</u>	<u>319, 700</u>
<u>94</u>	<u>290, 200</u>	<u>320, 400</u>
<u>95</u>	<u>290, 800</u>	<u>321, 100</u>
<u>96</u>	<u>291, 400</u>	<u>321, 700</u>
<u>97</u>	<u>292, 000</u>	<u>322, 200</u>
<u>98</u>	<u>292, 500</u>	<u>322, 500</u>
<u>99</u>	<u>293, 000</u>	<u>323, 100</u>
<u>100</u>	<u>293, 500</u>	<u>323, 700</u>
<u>101</u>	<u>294, 000</u>	<u>324, 100</u>
<u>102</u>	<u>294, 500</u>	<u>324, 700</u>
<u>103</u>	<u>295, 000</u>	<u>325, 300</u>
<u>104</u>	<u>295, 400</u>	<u>325, 800</u>
<u>105</u>	<u>295, 800</u>	<u>326, 200</u>
<u>106</u>	<u>296, 300</u>	<u>326, 700</u>
<u>107</u>	<u>296, 800</u>	<u>327, 200</u>
<u>108</u>	<u>297, 100</u>	<u>327, 700</u>
<u>109</u>	<u>297, 300</u>	<u>328, 100</u>
<u>110</u>	<u>297, 600</u>	<u>328, 500</u>
<u>111</u>	<u>297, 800</u>	<u>328, 800</u>
<u>112</u>	<u>298, 100</u>	<u>329, 100</u>
<u>113</u>	<u>298, 400</u>	<u>329, 400</u>
<u>114</u>	<u>298, 600</u>	<u>329, 800</u>
<u>115</u>	<u>298, 900</u>	<u>330, 100</u>
<u>116</u>	<u>299, 100</u>	<u>330, 400</u>
<u>117</u>	<u>299, 400</u>	<u>330, 600</u>
<u>118</u>	<u>299, 700</u>	<u>330, 900</u>
<u>119</u>	<u>300, 000</u>	<u>331, 200</u>
<u>120</u>	<u>300, 300</u>	<u>331, 400</u>
<u>121</u>	<u>300, 600</u>	<u>331, 600</u>

<u>122</u>	<u>301,000</u>	<u>331,900</u>
<u>123</u>	<u>301,300</u>	<u>332,200</u>
<u>124</u>	<u>301,600</u>	<u>332,500</u>
<u>125</u>	<u>301,800</u>	<u>332,700</u>
<u>126</u>	<u>302,000</u>	<u>333,000</u>
<u>127</u>	<u>302,300</u>	<u>333,400</u>
<u>128</u>	<u>302,700</u>	<u>333,600</u>
<u>129</u>	<u>302,900</u>	<u>333,800</u>
<u>130</u>	<u>303,200</u>	<u>334,000</u>
<u>131</u>	<u>303,600</u>	<u>334,400</u>
<u>132</u>	<u>304,000</u>	<u>334,600</u>
<u>133</u>	<u>304,200</u>	<u>334,900</u>
<u>134</u>	<u>304,500</u>	<u>335,300</u>
<u>135</u>	<u>304,800</u>	<u>335,700</u>
<u>136</u>	<u>305,100</u>	<u>336,100</u>
<u>137</u>	<u>305,300</u>	<u>336,400</u>
<u>138</u>	<u>305,600</u>	<u>336,800</u>
<u>139</u>	<u>305,900</u>	<u>337,200</u>
<u>140</u>	<u>306,200</u>	<u>337,600</u>
<u>141</u>	<u>306,400</u>	<u>337,900</u>
<u>142</u>	<u>306,800</u>	<u>338,300</u>
<u>143</u>	<u>307,200</u>	<u>338,600</u>
<u>144</u>	<u>307,500</u>	<u>339,000</u>
<u>145</u>	<u>307,700</u>	<u>339,300</u>
<u>146</u>	<u>307,900</u>	<u>339,700</u>
<u>147</u>	<u>308,200</u>	<u>340,100</u>
<u>148</u>	<u>308,600</u>	<u>340,500</u>
<u>149</u>	<u>308,800</u>	<u>340,800</u>
<u>150</u>	<u>309,000</u>	<u>341,200</u>
<u>151</u>	<u>309,300</u>	<u>341,600</u>
<u>152</u>	<u>309,600</u>	<u>342,000</u>
<u>153</u>	<u>310,000</u>	<u>342,300</u>
<u>154</u>	<u>310,200</u>	
<u>155</u>	<u>310,400</u>	
<u>156</u>	<u>310,700</u>	
<u>157</u>	<u>311,000</u>	
<u>158</u>	<u>311,300</u>	
<u>159</u>	<u>311,600</u>	

<u>160</u>	<u>311,900</u>
<u>161</u>	<u>312,300</u>
<u>162</u>	<u>312,600</u>
<u>163</u>	<u>312,900</u>
<u>164</u>	<u>313,200</u>
<u>165</u>	<u>313,600</u>
<u>166</u>	<u>313,900</u>
<u>167</u>	<u>314,200</u>
<u>168</u>	<u>314,500</u>
<u>169</u>	<u>314,900</u>

【別記6】

現行

報酬表区分	職種	学歴免 許等	基礎号給		上限	
			職務の級	号給	職務の級	号給
略						
行政職報酬表 (2)	労務職		<u>1</u>	<u>17</u>	<u>1</u>	<u>29</u>
教育職報酬表	少人数非常勤講師職		<u>2</u>	<u>85</u>	<u>2</u>	<u>85</u>
	言語指導員職		<u>2</u>	<u>83</u>	<u>2</u>	<u>83</u>
	学校支援アドバイザー職		<u>2</u>	<u>46</u>	<u>2</u>	<u>46</u>
	養護教諭初任者指導員職		<u>2</u>	<u>85</u>	<u>2</u>	<u>85</u>
	非常勤養護教諭職		<u>2</u>	<u>13</u>	<u>2</u>	<u>13</u>
略						
略						

改正案

報酬表区分	職種	学歴免 許等	基礎号給		上限	
			職務の級	号給	職務の級	号給
略						
行政職報酬表 (2)	労務職		<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>13</u>
教育職報酬表	少人数非常勤講師職		<u>2</u>	<u>69</u>	<u>2</u>	<u>69</u>
	言語指導員職		<u>2</u>	<u>67</u>	<u>2</u>	<u>67</u>
	学校支援アドバイザー職		<u>2</u>	<u>30</u>	<u>2</u>	<u>30</u>
	養護教諭初任者指導員職		<u>2</u>	<u>69</u>	<u>2</u>	<u>69</u>
	非常勤養護教諭職		<u>2</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>1</u>
略						

略

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月24日

一宮市職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第10号

一宮市職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則

(一宮市職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

**第1条** 一宮市職員の給与の支給等に関する規則(昭和28年一宮市規則第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第15条 略	第15条 略
2 略	2 略
3 条例第15条の5第3項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	3 略
(1) 部長及びその相当職 1回につき、次に掲げる勤務時間の区分に応じ、それぞれ次に定める額	(1) 略
ア・イ 略	ア・イ 略
ウ 4時間を超え <u>5時間</u> 以内の勤務時間 6,000円	ウ 4時間を超え <u>7時間</u> 以内の勤務時間 6,000円
(2) 次長及びその相当職 1回につき、次に掲げる勤務時間の区分に応じ、それぞれ次に定める額	(2) 略
ア・イ 略	ア・イ 略
ウ 4時間を超え <u>5時間</u> 以内の勤務時間 5,000円	ウ 4時間を超え <u>7時間</u> 以内の勤務時間 5,000円
(3) 課長及びその相当職 1回につき、次に掲げる勤務時間の区分に応じ、それぞれ次に定める額	(3) 略
ア・イ 略	ア・イ 略
ウ 4時間を超え <u>5時間</u> 以内の勤務時間 4,300円	ウ 4時間を超え <u>7時間</u> 以内の勤務時間 4,300円
(4) 専任課長及びその相当職 1回につき、次に掲げる勤務時間の区分に応じ、それぞれ次に定める額	(4) 略
ア・イ 略	ア・イ 略
ウ 4時間を超え <u>5時間</u> 以内の勤務時間	ウ 4時間を超え <u>7時間</u> 以内の勤務時間

3,500円

- 4 条例第15条の5第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第22条 略

2・3 略

- 4 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を控除する。

(1)～(7) 略

(8) 勤務時間条例第15条に規定する介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日並びに勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日を除いた日数が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(9) 勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(10) 略

(11) 略

- 7 職員(法第22条の4第1項の規定により採用された者を除く。以下この項、次項及び第9項において同じ。)の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ市長の

3,500円

- 4 条例第15条の5第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

第22条 略

2・3 略

- 4 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を控除する。

(1)～(7) 略

(8) 勤務時間条例第15条に規定する介護休暇により勤務しなかった期間から週休日並びに勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日を除いた日数が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(9) 勤務時間条例第15条の2に規定する介護時間により勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(10) 略

(11) 勤務時間条例第15条の3に規定する子育て部分休暇により勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(12) 略

- 7 職員(法第22条の4第1項の規定により採用された者を除く。以下この項、次項及び第9項において同じ。)の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号A及びイに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ市長の

承認を得て、別段の取扱いをすることができる。 (1)～(4) 略	承認を得て、別段の取扱いをすることができる。 (1)～(4) 略
8 前項第1号及び第2号に掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、市長が定める。	8 前項第1号ア及びイに掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、市長が定める。
9～11 略	9～11 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

**第2条** 一宮市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則(令和6年一宮市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

(1) 直近の人事評価の全体評語(当該直近の人事評価の結果を総括的に表示する記号であって、任命権者又はその委任を受けた者による確認が行われたものをいう。以下同じ。)が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の111.8以上100分の215以下</u> (条例第15条の6第2項に規定する特定管理職員(以下この項において「特定管理職員」という。)にあっては、 <u>100分の132.6以上100分の255以下</u> )	(1) 直近の人事評価の全体評語(当該直近の人事評価の結果を総括的に表示する記号であって、任命権者又はその委任を受けた者による確認が行われたものをいう。以下同じ。)が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の109.2以上100分の210以下</u> (条例第15条の6第2項に規定する特定管理職員(以下この項において「特定管理職員」という。)にあっては、 <u>100分の130以上100分の250以下</u> )
(2) 直近の人事評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 <u>100分の109.65</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の130.05</u> )	(2) 直近の人事評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 <u>100分の107.1</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の127.5</u> )
(3) 直近の人事評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の人事評価の全体評語が中位の段階である職員及	(3) 直近の人事評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の人事評価の全体評語が中位の段階である職員及

び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の市長の定める職員を除く。） 100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）

(4) 直近の人事評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前6か月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の市長の定める職員 100分の105.35以下（特定管理職員にあつては、100分の124.95以下）

び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（次号の市長の定める職員を除く。） 100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）

(4) 直近の人事評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前6か月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の市長の定める職員 100分の102.9以下（特定管理職員にあつては、100分の122.5以下）

」を

(1) 直近の人事評価の全体評語（当該直近の人事評価の結果を総括的に表示する記号であつて、任命権者又はその委任を受けた者による確認が行われたものをいう。以下同じ。）が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 100分の111.8以上100分の215以下（条例第15条の6第2項に規定する特定管理職員（以下この項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の132.6以上100分の255以下）

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

ア 直近の人事評価の全体評語（当該直近の人事評価の結果を総括的に表示する記号であつて、任命権者又はその委任を受けた者による確認が行われたものをいう。以下同じ。）が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀

な職員 100分の109.2以上100分の315以下(条例第15条の6第2項に規定する特定管理職員(以下この項において「特定管理職員」という。)にあつては、100分の130以上100分の375以下)

イ 直近の人事評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 100分の107.1(特定管理職員にあつては、100分の127.5)

ウ 直近の人事評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の人事評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(エの市長の定める職員を除く。) 100分の105(特定管理職員にあつては、100分の125)

エ 直近の人事評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前6か月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の市長の定める職員 100分の102.9以下(特定管理職員にあつては、100分の122.5以下)

(2) 直近の人事評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 100分の109.65(特定管理職員にあつては、100分の1

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年一宮市条例第2号)第4条第1項の表の適用を受ける職員当該職員が次に掲げる職

30.05)

員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合  
ア 直近の人事評価の全体  
評語が上位の段階である  
職員のうち、勤務成績が優  
秀以上の職員 100分の8  
7.5以上100分の262.5以下  
イ 直近の人事評価の全体  
評語が上位の段階である  
職員のうち勤務成績が良  
好な職員並びに直近の人  
事評価の全体評語が中位  
の段階である職員及び基  
準日以前における直近の  
人事評価の結果がない職  
員(ウの市長の定める職員  
を除く。) 100分の77.5  
ウ 直近の人事評価の全体  
評語が下位の段階である  
職員及び基準日以前6か  
月以内の期間において懲戒  
処分を受けた職員その他  
の市長の定める職員 100  
分の71以下

(3) 直近の人事評価の全体評  
語が上位の段階である職員  
のうち勤務成績が良好な職  
員並びに直近の人事評価の  
全体評語が中位の段階であ  
る職員及び基準日以前にお  
ける直近の人事評価の結果  
がない職員(次号の市長の定  
める職員を除く。) 100分の  
107.5(特定管理職員にあっ  
ては、100分の127.5)

(4) 直近の人事評価の全体評  
語が下位の段階である職員  
及び基準日以前6か月以内  
の期間において懲戒処分を受  
けた職員その他の市長の定

める職員 100分の105.35以下(特定管理職員にあっては、100分の124.95以下)

」に改める。

(一宮市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第3条 一宮市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和62年一宮市規則第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(新たに職員となった者の職務の級)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 経験者採用試験の結果に基づいて新たに職員となった者の職務の</p> <hr/> <p>級は、市長がその者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該新たに職員となった者の採用の日に占めることとなる職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該新たに職員となった者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。</p>	<p>(新たに職員となった者の職務の級)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 経験者採用試験の結果に基づいて新たに職員となった者その他市長の定める職員(以下「経験者試験等採用者」という。)の職務の級は、市長がその者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験等採用者の採用の日に占めることとなる職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。</p>
<p>4・5 略</p> <p>(新たに職員となった者の号給)</p> <p>第5条 新たに職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第3項の規定により職務の級を決定された職員(以下この号において「経験者試験採用者」という。)市長が当該経験者試験採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験採用者の採用の日に新たに職員となったものとした場合に、当該経験者試験採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有する</p>	<p>4・5 略</p> <p>(新たに職員となった者の号給)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 経験者試験等採用者</p> <hr/> <p>市長が当該経験者試験等採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験等採用者の採用の日に新たに職員となったものとした場合に、当該経験者試験等採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有する</p>

こととなる者が、当該経験者試験採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号給を踏まえ、当該経験者試験採用者の有する能力等を考慮して決定する号給

(3) 略

(4) 初任給基準表の職種欄にその者に適用される区分の定めのない職員又はその者に適用される初任給基準表の同欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員(第2号に掲げる職員を除く。)

その者の属する職務の級の最低の号給

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員(前項第2号に掲げる職員を除く。)の号給については、同項の規定にかかわらず、第7条から第12条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を同項の規定による号給より上位の号給とすることができる。(経験年数を有する者の号給)

第8条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第5条第1項の規定による号給(前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号給)の号数に、当該経験年数の月数を12月で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4(新たに職員となった者が第25条第1項に規定する特定職員であるときは、3)

\_\_\_\_\_を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

こととなる者が、当該経験者試験等採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号給を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する能力等を考慮して決定する号給

(3) 略

(4) 初任給基準表の職種欄にその者に適用される区分の定めのない職員又はその者に適用される初任給基準表の同欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員(経験者試験等採用者を除く。)

その者の属する職務の級の最低の号給

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員(経験者試験等採用者を除く。)の号給については、同項の規定にかかわらず、第7条から第12条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を同項の規定による号給より上位の号給とすることができる。(経験年数を有する者の号給)

第8条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第5条第1項の規定による号給(前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号給)の号数に、当該経験年数の月数を12月で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4(新たに職員となった者が第25条第1項に規定する特定職員であるときは、3(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの又は第27条の2に規定する職員にあつては、0))を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(1)～(3) 略

(行政職給料表(1)の6級以上の職員に相当する職員)

第24条 条例第5条第5項の市長が規則で定める職員は、次に掲げる職員のうち条例第7条の2に規定する管理職手当の支給を受ける職員とする。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの

(2) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの

(3) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの

(特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)

第25条 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの又は前条各号に掲げる職員

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (以下この条及び次条において「特定職員」という。)について前年度の人事評価に応じて決定される昇給の区分(以下この条において「昇給区分」という。)は、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第1号ア若しくはイ又は第3号ア若しくはイに掲げる職員に該当するか否かの判断は、市長の定めるところにより行うものとする。

(1)～(3) 略

2～11 略

第27条 略

(1)～(3) 略

第24条 削除

(特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)

第25条 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの若しくは医療職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもののうち条例第7条の2に規定する管理職手当の支給を受ける職員(以下この条及び次条において「特定職員」という。)について前年度の人事評価に応じて決定される昇給の区分(以下この条において「昇給区分」という。)は、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第1号ア若しくはイ又は第3号ア若しくはイに掲げる職員に該当するか否かの判断は、市長の定めるところにより行うものとする。

(1)～(3) 略

2～11 略

第27条 略

(行政職給料表(1)の8級以上の職員に相当する職員)

## 第8章 降号

第29条 一宮市職員の降給に関する条例(平成28年一宮市条例第14号)第4条の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給)とする。

別表第2 初任給基準表(第5条関係)

- 1 略
- 2 行政職給料表(2)の初任給基準表  
【別記1 参照】  
備考 略
- 3 略
- 4 医療職給料表(2)の初任給基準表  
【別記2 参照】  
備考 略
- 5 略

別表第4 昇格時号給対応表(第13条関係)

- 1 行政職給料表(1)昇格時号給対応表  
【別記3 参照】
- 2 行政職給料表(2)昇格時号給対応表  
【別記4 参照】
- 3 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

第27条の2 条例第5条第6項第2号の市長が規則で定める職員は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上である職員とする。

## 第8章 降号

第29条 一宮市職員の降給に関する条例(平成28年一宮市条例第14号)第4条の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給  
とする。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給)
- (2) 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び第27条の2に規定する職員 降号した日の前日に受けていた号給より1号給下位の号給

別表第2 初任給基準表(第5条関係)

- 1 略
- 2 行政職給料表(2)の初任給基準表  
【別記1 参照】  
備考 略
- 3 略
- 4 医療職給料表(2)の初任給基準表  
【別記2 参照】  
備考 略
- 5 略

別表第4 昇格時号給対応表(第13条関係)

- 1 行政職給料表(1)昇格時号給対応表  
【別記3 参照】
- 2 行政職給料表(2)昇格時号給対応表  
【別記4 参照】
- 3 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

【別記5 参照】

4 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

【別記6 参照】

5 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

【別記7 参照】

別表第4の2 降格時号給対応表(第14条関係)

1 行政職給料表(1)降格時号給対応表

【別記8 参照】

2 行政職給料表(2)降格時号給対応表

【別記9 参照】

3 医療職給料表(1)降格時号給対応表

【別記10 参照】

4 医療職給料表(2)降格時号給対応表

【別記11 参照】

5 医療職給料表(3)降格時号給対応表

【別記12 参照】

別表第4の3 特定職員昇給号給数表(第25条関係)

【別記13 参照】

備考 この表に定める上段の号給数は条例第5条第6項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

【別記5 参照】

4 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

【別記6 参照】

5 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

【別記7 参照】

別表第4の2 降格時号給対応表(第14条関係)

1 行政職給料表(1)降格時号給対応表

【別記8 参照】

2 行政職給料表(2)降格時号給対応表

【別記9 参照】

3 医療職給料表(1)降格時号給対応表

【別記10 参照】

4 医療職給料表(2)降格時号給対応表

【別記11 参照】

5 医療職給料表(3)降格時号給対応表

【別記12 参照】

別表第4の3 特定職員昇給号給数表(第25条関係)

【別記13 参照】

備考 この表に定める上段の号給数は条例第5条第6項第1号及び第2号の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項第1号又は第2号の規定の適用を受ける職員に適用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

職種	学歴免許等	初任給
労務職員(甲)		1級21号給から1級69号給まで
労務職員(乙)		1級21号給から1級49号給まで
学校調理員		1級13号給から1級37号給まで

改正案

職種	学歴免許等	初任給
労務職員(甲)		1級5号給から1級53号給まで
労務職員(乙)		1級5号給から1級33号給まで
学校調理員		1級1号給から1級21号給まで

【別記2】

現行

職種	学歴免許等	初任給
略		
栄養士	略	
略		
歯科衛生士	短大3卒	1級23号給
	短大2卒	1級15号給

改正案

職種	学歴免許等	初任給
略		
栄養士	略	
管理栄養士	大学卒	2級9号給
	短大3卒	1級23号給
略		
歯科衛生士	大学卒	2級9号給
	短大3卒	1級23号給
	短大2卒	1級15号給

【別記3】

現行

全部改正のため省略

改正案

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5
6	1	1	1	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	1	1	1	5
8	1	1	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	2	1	1	1	
11	1	1	1	3	1	1	1	
12	1	1	1	4	1	1	1	
13	1	1	1	5	1	1	2	
14	1	1	1	6	2	1	2	
15	1	1	1	7	3	1	2	
16	1	1	1	8	4	1	2	
17	1	1	1	9	5	1	2	
18	1	1	1	10	6	2	3	
19	1	1	1	11	7	3	3	
20	1	1	1	12	8	4	3	
21	1	1	1	13	9	5	3	
22	1	2	2	14	10	5	4	
23	1	3	3	15	11	6	4	
24	1	4	4	16	12	6	4	
25	1	5	5	17	13	7	4	
26	1	6	6	18	14	7	4	
27	1	7	7	19	15	8	4	
28	1	8	8	20	16	8	4	
29	1	9	9	21	17	9	5	
30	1	10	10	22	18	9	5	
31	1	11	11	23	19	10	5	
32	1	12	12	24	20	10	5	
33	1	13	13	25	21	11	5	
34	2	14	14	26	22	11	5	
35	3	15	15	27	23	12	5	
36	4	16	16	28	24	12	5	
37	5	17	17	29	25	13	5	
38	6	18	18	30	26	13	5	
39	7	19	19	31	27	13	5	
40	8	20	20	32	28	13	5	
41	9	21	21	33	29	14	5	
42	10	22	22	34	29	14	5	
43	11	23	23	35	30	14	5	
44	12	24	24	36	30	14	5	
45	13	25	25	37	31	15	5	
46	14	26	26	38	31	15		

47	15	27	27	39	32	15		
48	16	28	28	40	32	15		
49	17	29	29	41	33	15		
50	18	30	30	42	33	15		
51	19	31	31	43	34	15		
52	20	32	32	44	34	15		
53	21	33	33	45	35	15		
54	21	33	34	46	35	15		
55	22	34	35	47	36	15		
56	22	34	36	48	36	15		
57	23	35	37	49	37	15		
58	23	35	37	50	37	15		
59	24	36	37	51	38	15		
60	24	36	38	52	38	15		
61	25	37	38	53	38	15		
62	25	38	38	54	38	15		
63	26	39	39	55	38	15		
64	26	40	39	56	38	15		
65	27	41	39	57	38	15		
66	27	41	40	58	38	16		
67	28	42	40	59	38	16		
68	28	42	40	60	38	16		
69	29	43	41	60	39	16		
70	29	43	41	60	39	16		
71	29	44	41	60	39	16		
72	30	44	42	60	39	16		
73	30	45	42	61	39	17		
74	30	45	42	61	39			
75	31	45	43	61	39			
76	31	45	43	61	39			
77	31	45	43	61	39			
78	32	46	44	62	39			
79	32	46	44	62	39			
80	32	46	44	62	39			
81	33	46	45	63	40			
82	33	46	45	64	40			
83	33	47	45	65	40			
84	34	47	45	66	40			
85	34	47	46	67	41			
86	34	47	46					
87	35	47	46					
88	35	48	46					
89	35	48	47					
90	36	48	47					
91	36	48	47					
92	36	48	47					
93	37	49	47					
94		49	47					
95		49	47					
96		49	48					
97		49	48					
98		50	48					
99		50	48					
100		50	48					
101		50	48					
102		50	48					
103		51	49					

104		51	49					
105		51	49					
106		51	49					
107		51	49					
108		52	49					
109		52	49					
110		52						
111		52						
112		52						
113		52						
114		52						
115		52						
116		52						
117		53						
118		53						
119		53						
120		53						
121		53						
122		53						
123		53						
124		53						
125		53						

【別記4】

現行

全部改正のため省略

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	2
24	4	12	1	2
25	5	13	1	3
26	6	13	1	3
27	7	14	1	4
28	8	14	1	4
29	9	15	1	5
30	10	15	2	6
31	11	16	3	7
32	12	16	4	8
33	13	17	5	9
34	14	18	6	9
35	15	19	7	10
36	16	20	8	10
37	17	21	9	11
38	18	22	10	11
39	19	23	11	12
40	20	24	12	12
41	21	25	13	13
42	22	26	14	13
43	23	27	15	14
44	24	28	16	14
45	25	29	17	15
46	26	29	18	15
47	27	30	19	16
48	28	30	20	16

49	29	31	21	17
50	30	31	22	17
51	31	32	23	18
52	32	32	24	18
53	33	33	25	19
54	34	34	26	19
55	35	35	27	20
56	36	36	28	20
57	37	37	29	21
58	38	38	30	21
59	39	39	31	22
60	40	40	32	22
61	41	41	33	23
62	42	42	34	23
63	43	43	35	24
64	44	44	36	24
65	45	45	37	25
66	45	45	38	25
67	45	46	39	25
68	46	46	40	25
69	46	47	41	26
70	46	47	42	26
71	47	48	43	26
72	47	48	44	26
73	47	49	45	27
74	48	49	46	27
75	48	49	47	27
76	48	50	48	27
77	49	50	49	28
78	49	50	50	28
79	49	51	51	28
80	50	51	52	28
81	50	51	53	28
82	50	52	54	28
83	51	52	55	29
84	51	52	56	29
85	51	53	57	29
86	52	53	57	29
87	52	53	58	29
88	52	54	58	29
89	52	54	59	30
90	52	54	59	30
91	53	55	60	30
92	53	55	60	30
93	53	55	61	30
94	53	56	61	30
95	53	56	62	31
96	54	56	62	31
97	54	57	63	31
98	54	57	63	
99	54	57	64	
100	54	58	64	
101	55	58	65	
102	55	58	66	
103	55	59	67	
104	55	59	68	
105	55	59	69	

106		60	69	
107		60	70	
108		60	70	
109		61	71	
110		61	71	
111		61	72	
112		61	72	
113		62	72	
114		62	72	
115		62	72	
116		62	72	
117		63	72	
118		63	72	
119		63	72	
120		63	72	
121		63	72	
122		63	72	
123		63	72	
124		63	72	
125		63	72	
126		63	72	
127		63	72	
128		63	72	
129		63	72	
130		63		
131		63		
132		63		
133		63		
134		63		
135		63		
136		63		
137		63		

【別記5】

現行

全部改正のため省略

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	2
3	1	1	1	3
4	1	1	1	4
5	1	1	1	4
6	1	1	1	4
7	1	1	1	4
8	1	1	1	4
9	1	1	1	4
10	1	1	1	4
11	1	1	1	
12	1	1	1	
13	1	1	1	
14	1	1	1	
15	1	1	1	
16	1	1	1	
17	1	1	1	
18	1	1	1	
19	1	1	1	
20	1	1	1	
21	1	1	1	
22	1	2	1	
23	1	3	1	
24	1	4	2	
25	1	5	2	
26	1	6	2	
27	1	7	3	
28	1	8	3	
29	1	9	3	
30	1	10	3	
31	1	11	4	
32	1	12	4	
33	1	13	4	
34	2	14	5	
35	3	15	5	
36	4	16	5	
37	5	17	5	
38	6	18	5	
39	7	19	5	
40	8	20	5	
41	9	21	5	
42	10	21	5	
43	11	22	5	
44	12	22	5	
45	13	23	5	
46	13	23	5	
47	13	24	5	
48	14	24	5	

49	14	25	5	
50	14	25	5	
51	14	26	5	
52	15	26	5	
53	15	27	5	
54	15	27	5	
55	15	28	5	
56	16	28	5	
57	16	29	5	
58	16	29	5	
59	16	29	5	
60	17	30	5	
61	17	30	5	
62	17	30	5	
63	18	31	5	
64	18	31	5	
65	19	31	5	
66		32	5	
67		32	5	
68		32	5	
69		32	5	
70		32	5	
71		33	5	
72		33	5	
73		33	5	
74		33		
75		33		
76		34		
77		34		
78		34		
79		34		
80		34		
81		35		
82		35		
83		35		
84		35		
85		35		

【別記6】

現行

全部改正のため省略

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2	1
23	3	3	11	3	3	3	1
24	4	4	12	4	4	4	1
25	5	5	13	5	5	5	1
26	6	6	14	6	6	5	1
27	7	7	15	7	7	6	1
28	8	8	16	8	8	6	1
29	9	9	17	9	9	7	1
30	10	10	18	10	10	7	1
31	11	11	19	11	11	8	1
32	12	12	20	12	12	8	1
33	13	13	21	13	13	9	1
34	14	14	22	14	14	9	1
35	15	15	23	15	15	9	1
36	16	16	24	16	16	9	1
37	17	17	25	17	17	9	1
38	18	18	26	18	18	9	
39	19	19	27	19	19	10	
40	20	20	28	20	20	10	
41	21	21	29	21	21	10	
42	22	22	30	22	21	10	
43	23	23	31	23	21	10	
44	24	24	32	24	22	10	
45	25	25	33	25	22	11	
46	25	26	34	25	22	11	
47	26	27	35	26	23	11	
48	26	28	36	26	23	11	

49	27	29	37	27	23	11	
50	27	30	38	27	24	11	
51	28	31	39	28	24	12	
52	28	32	40	28	24	12	
53	29	33	41	29	25	12	
54	29	34	42	29	25		
55	30	35	43	30	26		
56	30	36	44	30	26		
57	31	37	45	31	27		
58	31	38	46	31	27		
59	32	39	47	32	28		
60	32	40	48	32	28		
61	33	41	49	33	28		
62	33	42	50	33	28		
63	34	43	51	33	28		
64	34	44	52	34	29		
65	35	45	53	34	29		
66	35	46	54	34	29		
67	36	47	55	35	29		
68	36	48	56	35	29		
69	37	49	57	35	30		
70	37	49	57	36	30		
71	38	50	58	36	30		
72	38	50	58	36	30		
73	39	51	59	37	30		
74	39	51	59	37	31		
75	40	52	60	37	31		
76	40	52	60	37	31		
77	41	53	61	38	31		
78	41	53	61	38			
79	41	53	62	38			
80	42	54	62	38			
81	42	54	63	39			
82	42	54	63	39			
83	43	55	64	39			
84	43	55	64	39			
85	43	55	65	39			
86		56	66	40			
87		56	67	40			
88		56	68	40			
89		56	69	40			
90		56	69	40			
91		57	70	41			
92		57	70	41			
93		57	70	41			
94		57	70	41			
95		57	70	41			
96		58	70	42			
97		58	70	42			
98		58	70	42			
99		58	70	42			
100		58	70	42			
101		59	70	43			
102		59	70				
103		59	70				
104		59	70				
105		59	70				

106		70				
107		70				
108		70				
109		70				

【別記7】

現行

全部改正のため省略

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	1	1	1
19	3	1	7	1	1	1
20	4	1	8	1	1	1
21	5	1	9	1	1	1
22	6	1	10	2	1	2
23	7	1	11	3	1	3
24	8	1	12	4	1	4
25	9	1	13	5	1	5
26	10	1	14	6	2	6
27	11	1	15	7	3	7
28	12	1	16	8	4	8
29	13	1	17	9	5	9
30	14	2	18	10	6	10
31	15	3	19	11	7	11
32	16	4	20	12	8	12
33	17	5	21	13	9	13
34	18	6	22	14	10	14
35	19	7	23	15	11	15
36	20	8	24	16	12	16
37	21	9	25	17	13	17
38	22	10	26	18	14	18
39	23	11	27	19	15	19
40	24	12	28	20	16	20
41	25	13	29	21	17	20
42	26	14	30	22	17	20
43	27	15	31	23	18	20
44	28	16	32	24	18	20
45	29	17	33	25	19	21
46	30	18	34	26	19	21
47	31	19	35	27	20	21
48	32	20	36	28	20	21

49	33	21	37	29	21	21
50	34	22	38	30	21	22
51	35	23	39	31	22	22
52	36	24	40	32	22	22
53	37	25	41	33	23	22
54	38	26	42	34	23	22
55	39	27	43	35	24	23
56	40	28	44	36	24	23
57	41	29	45	37	25	23
58	41	30	46	38	25	
59	42	31	47	39	26	
60	42	32	48	40	26	
61	43	33	49	41	27	
62	43	34	50	42	27	
63	44	35	51	43	28	
64	44	36	52	44	28	
65	45	37	53	45	29	
66	46	38	54	45	29	
67	47	39	55	46	29	
68	48	40	56	46	29	
69	49	41	57	47	29	
70	50	42	58	47	29	
71	51	43	59	48	30	
72	52	44	60	48	30	
73	53	45	61	49	30	
74	54	46	62	50	30	
75	55	47	63	51	30	
76	56	48	64	52	30	
77	57	49	65	53	31	
78	58	50	66	53	31	
79	59	51	67	54	31	
80	60	52	68	54	31	
81	61	53	69	55	31	
82	62	54	70	55	31	
83	63	55	71	56	32	
84	64	56	72	56	32	
85	65	57	73	57	32	
86	65	58	74	57		
87	66	59	75	58		
88	66	60	76	58		
89	67	61	77	59		
90	67	62	78	59		
91	68	63	79	60		
92	68	64	80	60		
93	69	65	81	60		
94	70	66	81	60		
95	71	67	82	61		
96	72	68	82	61		
97	73	69	83	61		
98	74	70	83	61		
99	75	71	84	62		
100	76	72	84	62		
101	77	73	85	62		
102	77	74	86	62		
103	78	75	87	63		
104	78	76	88	63		
105	79	77	88	63		

106	79	77	88	63		
107	80	77	89	64		
108	80	78	89	64		
109	81	78	89	65		
110	81	78	90			
111	81	79	90			
112	81	79	90			
113	81	79	91			
114	82	80	91			
115	82	80	91			
116	82	80	92			
117	82	81	92			
118	82	81	92			
119	83	81	93			
120	83	81	93			
121	83	82	93			
122	83	82				
123	83	82				
124	84	82				
125	84	83				
126	84	83				
127	84	83				
128	84	83				
129	85	84				
130	85	84				
131	85	84				
132	86	84				
133	86	85				
134	86	85				
135	87	85				
136	87	86				
137	87	86				
138	88	86				
139	88	86				
140	88	86				
141	89	87				
142	89	87				
143	89	87				
144	89	87				
145	90	87				
146	90	88				
147	90	88				
148	90	88				
149	91	88				
150	91	88				
151	91	89				
152	91	89				
153	92	89				
154	92					
155	92					
156	92					
157	93					
158	93					
159	93					
160	94					
161	94					
162	94					

163	95					
164	95					
165	95					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

【別記8】

現行

全部改正のため省略

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	33	21	21	9	13	17	12	1
2	33	22	22	10	14	18	17	2
3	33	23	23	11	15	19	21	3
4	34	24	24	12	16	20	28	4
5	35	25	25	13	17	22	45	9
6	36	26	26	14	18	24	45	9
7	38	27	27	15	19	26	45	9
8	39	28	28	16	20	28	45	9
9	41	29	29	17	21	30	45	9
10	42	30	30	18	22	32		
11	43	31	31	19	23	34		
12	44	32	32	20	24	36		
13	45	33	33	21	25	40		
14	46	34	34	22	26	44		
15	47	35	35	23	27	65		
16	48	36	36	24	28	72		
17	49	37	37	25	29	73		
18	50	38	38	26	30	73		
19	51	39	39	27	31	73		
20	52	40	40	28	32	73		
21	54	41	41	29	33	73		
22	56	42	42	30	34	73		
23	58	43	43	31	35	73		
24	60	44	44	32	36	73		
25	62	45	45	33	37	73		
26	64	46	46	34	38	73		
27	66	47	47	35	39	73		
28	68	48	48	36	40	73		
29	71	49	49	37	42	73		
30	74	50	50	38	44	73		
31	77	51	51	39	46	73		
32	80	52	52	40	48	73		
33	83	54	53	41	50	73		
34	86	56	54	42	52	73		
35	89	58	55	43	54	73		
36	92	60	56	44	56	73		
37	93	61	59	45	58	73		
38	93	62	62	46	68	73		
39	93	63	65	47	80	73		
40	93	64	68	48	84	73		
41	93	66	71	49	85	73		
42	93	68	74	50	85	73		
43	93	70	77	51	85	73		
44	93	72	80	52	85	73		
45	93	77	84	53	85	73		
46	93	82	88	54	85			
47	93	87	95	55	85			
48	93	92	102	56	85			

49	93	97	109	57	85			
50	93	102	109	58	85			
51	93	107	109	59	85			
52	93	116	109	60	85			
53	93	125	109	61	85			
54	93	125	109	62	85			
55	93	125	109	63	85			
56	93	125	109	64	85			
57	93	125	109	65	85			
58	93	125	109	66	85			
59	93	125	109	67	85			
60	93	125	109	72	85			
61	93	125	109	77	85			
62	93	125	109	80	85			
63	93	125	109	81	85			
64	93	125	109	82	85			
65	93	125	109	83	85			
66	93	125	109	84	85			
67	93	125	109	85	85			
68	93	125	109	85	85			
69	93	125	109	85	85			
70	93	125	109	85	85			
71	93	125	109	85	85			
72	93	125	109	85	85			
73	93	125	109	85	85			
74	93	125	109	85				
75	93	125	109	85				
76	93	125	109	85				
77	93	125	109	85				
78	93	125	109	85				
79	93	125	109	85				
80	93	125	109	85				
81	93	125	109	85				
82	93	125	109	85				
83	93	125	109	85				
84	93	125	109	85				
85	93	125	109	85				
86	93	125						
87	93	125						
88	93	125						
89	93	125						
90	93	125						
91	93	125						
92	93	125						
93	93	125						
94	93	125						
95	93	125						
96	93	125						
97	93	125						
98	93	125						
99	93	125						
100	93	125						
101	93	125						
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						
105	93	125						

106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						
110	93							
111	93							
112	93							
113	93							
114	93							
115	93							
116	93							
117	93							
118	93							
119	93							
120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

【別記9】

現行

全部改正のため省略

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	21	13	29	22
2	22	14	30	24
3	23	15	31	26
4	24	16	32	28
5	25	17	33	29
6	26	18	34	30
7	27	19	35	31
8	28	20	36	32
9	29	21	37	34
10	30	22	38	36
11	31	23	39	38
12	32	24	40	40
13	33	26	41	42
14	34	28	42	44
15	35	30	43	46
16	36	32	44	48
17	37	33	45	50
18	38	34	46	52
19	39	35	47	54
20	40	36	48	56
21	41	37	49	58
22	42	38	50	60
23	43	39	51	62
24	44	40	52	64
25	45	41	53	68
26	46	42	54	72
27	47	43	55	76
28	48	44	56	82
29	49	46	57	88
30	50	48	58	94
31	51	50	59	97
32	52	52	60	97
33	53	53	61	97
34	54	54	62	97
35	55	55	63	97
36	56	56	64	97
37	57	57	65	97
38	58	58	66	97
39	59	59	67	97
40	60	60	68	97
41	61	61	69	97
42	62	62	70	97
43	63	63	71	97
44	64	64	72	97
45	67	66	73	97
46	70	68	74	97
47	73	70	75	97
48	76	72	76	97

49	79	75	77	97
50	82	78	78	97
51	85	81	79	97
52	90	84	80	97
53	95	87	81	97
54	100	90	82	97
55	105	93	83	97
56	105	96	84	97
57	105	99	86	97
58	105	102	88	97
59	105	105	90	97
60	105	108	92	97
61	105	112	94	97
62	105	116	96	
63	105	137	98	
64	105	137	100	
65	105	137	101	
66	105	137	102	
67	105	137	103	
68	105	137	104	
69	105	137	106	
70	105	137	108	
71	105	137	110	
72	105	137	129	
73	105	137	129	
74	105	137	129	
75	105	137	129	
76	105	137	129	
77	105	137	129	
78	105	137	129	
79	105	137	129	
80	105	137	129	
81	105	137	129	
82	105	137	129	
83	105	137	129	
84	105	137	129	
85	105	137	129	
86	105	137	129	
87	105	137	129	
88	105	137	129	
89	105	137	129	
90	105	137	129	
91	105	137	129	
92	105	137	129	
93	105	137	129	
94	105	137	129	
95	105	137	129	
96	105	137	129	
97	105	137	129	
98	105	137		
99	105	137		
100	105	137		
101	105	137		
102	105	137		
103	105	137		
104	105	137		
105	105	137		

106	105	137		
107	105	137		
108	105	137		
109	105	137		
110	105	137		
111	105	137		
112	105	137		
113	105	137		
114	105	137		
115	105	137		
116	105	137		
117	105	137		
118	105	137		
119	105	137		
120	105	137		
121	105	137		
122	105	137		
123	105	137		
124	105	137		
125	105	137		
126	105	137		
127	105	137		
128	105	137		
129	105	137		
130	105			
131	105			
132	105			
133	105			
134	105			
135	105			
136	105			
137	105			

【別記10】

現行

全部改正のため省略

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	33	21	23	1
2	34	22	26	2
3	35	23	30	3
4	36	24	33	10
5	37	25	73	10
6	38	26	73	10
7	39	27	73	10
8	40	28	73	10
9	41	29	73	
10	42	30	73	
11	43	31		
12	44	32		
13	47	33		
14	51	34		
15	55	35		
16	59	36		
17	62	37		
18	64	38		
19	65	39		
20	65	40		
21	65	42		
22	65	44		
23	65	46		
24	65	48		
25	65	50		
26	65	52		
27	65	54		
28	65	56		
29	65	59		
30	65	62		
31	65	65		
32	65	70		
33	65	75		
34	65	80		
35	65	85		
36	65	85		
37	65	85		
38	65	85		
39	65	85		
40	65	85		
41	65	85		
42	65	85		
43	65	85		
44	65	85		
45	65	85		
46	65	85		
47	65	85		
48	65	85		

49	65	85		
50	65	85		
51	65	85		
52	65	85		
53	65	85		
54	65	85		
55	65	85		
56	65	85		
57	65	85		
58	65	85		
59	65	85		
60	65	85		
61	65	85		
62	65	85		
63	65	85		
64	65	85		
65	65	85		
66	65	85		
67	65	85		
68	65	85		
69	65	85		
70	65	85		
71	65	85		
72	65	85		
73	65	85		
74	65			
75	65			
76	65			
77	65			
78	65			
79	65			
80	65			
81	65			
82	65			
83	65			
84	65			
85	65			

【別記11】

現行

全部改正のため省略

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	21	21	13	21	21	21	37
2	22	22	14	22	22	22	37
3	23	23	15	23	23	23	37
4	24	24	16	24	24	24	37
5	25	25	17	25	25	26	37
6	26	26	18	26	26	28	37
7	27	27	19	27	27	30	37
8	28	28	20	28	28	32	37
9	29	29	21	29	29	38	37
10	30	30	22	30	30	44	37
11	31	31	23	31	31	50	37
12	32	32	24	32	32	53	37
13	33	33	25	33	33	53	37
14	34	34	26	34	34	53	37
15	35	35	27	35	35	53	37
16	36	36	28	36	36	53	37
17	37	37	29	37	37	53	37
18	38	38	30	38	38	53	37
19	39	39	31	39	39	53	37
20	40	40	32	40	40	53	37
21	41	41	33	41	43	53	37
22	42	42	34	42	46	53	
23	43	43	35	43	49	53	
24	44	44	36	44	52	53	
25	46	45	37	46	54	53	
26	48	46	38	48	56	53	
27	50	47	39	50	58	53	
28	52	48	40	52	63	53	
29	54	49	41	54	68	53	
30	56	50	42	56	73	53	
31	58	51	43	58	77	53	
32	60	52	44	60	77	53	
33	62	53	45	63	77	53	
34	64	54	46	66	77	53	
35	66	55	47	69	77	53	
36	68	56	48	72	77	53	
37	70	57	49	76	77	53	
38	72	58	50	80	77		
39	74	59	51	85	77		
40	76	60	52	90	77		
41	79	61	53	95	77		
42	82	62	54	100	77		
43	85	63	55	101	77		
44	85	64	56	101	77		
45	85	65	57	101	77		
46	85	66	58	101	77		
47	85	67	59	101	77		
48	85	68	60	101	77		

49	85	70	61	101	77		
50	85	72	62	101	77		
51	85	74	63	101	77		
52	85	76	64	101	77		
53	85	79	65	101	77		
54	85	82	66	101			
55	85	85	67	101			
56	85	90	68	101			
57	85	95	70	101			
58	85	100	72	101			
59	85	105	74	101			
60	85	105	76	101			
61	85	105	78	101			
62	85	105	80	101			
63	85	105	82	101			
64	85	105	84	101			
65	85	105	85	101			
66	85	105	86	101			
67	85	105	87	101			
68	85	105	88	101			
69	85	105	90	101			
70	85	105	109	101			
71	85	105	109	101			
72	85	105	109	101			
73	85	105	109	101			
74	85	105	109	101			
75	85	105	109	101			
76	85	105	109	101			
77	85	105	109	101			
78	85	105	109				
79	85	105	109				
80	85	105	109				
81	85	105	109				
82	85	105	109				
83	85	105	109				
84	85	105	109				
85	85	105	109				
86	85	105	109				
87	85	105	109				
88	85	105	109				
89	85	105	109				
90	85	105	109				
91	85	105	109				
92	85	105	109				
93	85	105	109				
94	85	105	109				
95	85	105	109				
96	85	105	109				
97	85	105	109				
98	85	105	109				
99	85	105	109				
100	85	105	109				
101	85	105	109				
102	85	105					
103	85	105					
104	85	105					
105	85	105					

106		105					
107		105					
108		105					
109		105					

## 【別記12】

現行

全部改正のため省略

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	17	29	13	21	25	21
2	17	30	14	22	26	22
3	17	31	15	23	27	23
4	18	32	16	24	28	24
5	19	33	17	25	29	25
6	20	34	18	26	30	26
7	21	35	19	27	31	27
8	22	36	20	28	32	28
9	24	37	21	29	33	29
10	25	38	22	30	34	30
11	26	39	23	31	35	31
12	28	40	24	32	36	32
13	29	41	25	33	37	33
14	30	42	26	34	38	34
15	31	43	27	35	39	35
16	32	44	28	36	40	36
17	33	45	29	37	42	37
18	34	46	30	38	44	38
19	35	47	31	39	46	39
20	36	48	32	40	48	44
21	37	49	33	41	50	49
22	38	50	34	42	52	54
23	39	51	35	43	54	57
24	40	52	36	44	56	57
25	41	53	37	45	58	57
26	42	54	38	46	60	57
27	43	55	39	47	62	57
28	44	56	40	48	64	57
29	45	57	41	49	70	57
30	46	58	42	50	76	57
31	47	59	43	51	82	57
32	48	60	44	52	85	57
33	49	61	45	53	85	57
34	50	62	46	54	85	57
35	51	63	47	55	85	57
36	52	64	48	56	85	57
37	53	65	49	57	85	57
38	54	66	50	58	85	57
39	55	67	51	59	85	57
40	56	68	52	60	85	57
41	58	69	53	61	85	57
42	60	70	54	62	85	
43	62	71	55	63	85	
44	64	72	56	64	85	
45	65	73	57	66	85	
46	66	74	58	68	85	
47	67	75	59	70	85	
48	68	76	60	72	85	

49	69	77	61	73	85
50	70	78	62	74	85
51	71	79	63	75	85
52	72	80	64	76	85
53	73	81	65	78	85
54	74	82	66	80	85
55	75	83	67	82	85
56	76	84	68	84	85
57	77	85	69	86	85
58	78	86	70	88	
59	79	87	71	90	
60	80	88	72	94	
61	81	89	73	98	
62	82	90	74	102	
63	83	91	75	106	
64	84	92	76	108	
65	86	93	77	109	
66	88	94	78	109	
67	90	95	79	109	
68	92	96	80	109	
69	93	97	81	109	
70	94	98	82	109	
71	95	99	83	109	
72	96	100	84	109	
73	97	101	85	109	
74	98	102	86	109	
75	99	103	87	109	
76	100	104	88	109	
77	102	107	89	109	
78	104	110	90	109	
79	106	113	91	109	
80	108	116	92	109	
81	113	120	94	109	
82	118	124	96	109	
83	123	128	98	109	
84	128	132	100	109	
85	131	135	101	109	
86	134	140	102		
87	137	145	103		
88	140	150	106		
89	144	153	109		
90	148	153	112		
91	152	153	115		
92	156	153	118		
93	159	153	121		
94	162	153	121		
95	165	153	121		
96	168	153	121		
97	169	153	121		
98	169	153	121		
99	169	153	121		
100	169	153	121		
101	169	153	121		
102	169	153	121		
103	169	153	121		
104	169	153	121		
105	169	153	121		

106	169	153	121			
107	169	153	121			
108	169	153	121			
109	169	153	121			
110	169	153				
111	169	153				
112	169	153				
113	169	153				
114	169	153				
115	169	153				
116	169	153				
117	169	153				
118	169	153				
119	169	153				
120	169	153				
121	169	153				
122	169					
123	169					
124	169					
125	169					
126	169					
127	169					
128	169					
129	169					
130	169					
131	169					
132	169					
133	169					
134	169					
135	169					
136	169					
137	169					
138	169					
139	169					
140	169					
141	169					
142	169					
143	169					
144	169					
145	169					
146	169					
147	169					
148	169					
149	169					
150	169					
151	169					
152	169					
153	169					



<p>2 条例第5条第2項の規定により読み替えて適用される給与条例第15条の5第2項の規定により特定任期付職員に対して支給される管理職員特別勤務手当に係る同条第3項第2号の規則で定める額は、給与支給規則第15条第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該特定任期付職員が受ける条例第4条第1項に規定する給料表の号給又は給料月額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 号給若しくは7号給又は条例第4条第3項の規定により定められた給料月額1回につき、次に掲げる勤務時間の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 4時間を<u>超え5時間以内</u>の勤務時間 6,000円</p> <p>(2) 5号給 1回につき、次に掲げる勤務時間の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 4時間を<u>超え5時間以内</u>の勤務時間 5,000円</p> <p>(3) 2号給から4号給まで 1回につき、次に掲げる勤務時間の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 4時間を<u>超え5時間以内</u>の勤務時間 4,000円</p> <p>(4) 1号給 1回につき、次に掲げる勤務時間の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 4時間を<u>超え5時間以内</u>の勤務時間 3,000円</p> <p>2・3 略</p>	<p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 4時間を<u>超え7時間以内</u>の勤務時間 6,000円</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 4時間を<u>超え7時間以内</u>の勤務時間 5,000円</p> <p>(3) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 4時間を<u>超え7時間以内</u>の勤務時間 4,000円</p> <p>(4) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 4時間を<u>超え7時間以内</u>の勤務時間 3,000円</p> <p>2・3 略</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市職員の扶養手当支給に関する規則の一部改正)

**第5条** 一宮市職員の扶養手当支給に関する規則(昭和45年一宮市規則第24号)の一部を次

のように改正する。

現行	改正後
<p>(届出)</p> <p>第2条 新たに職員となった者に扶養親族(行(1)9級職員(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び第1条の2に規定する職員をいう。以下同じ。)にあつては、扶養親族たる子(条例第8条第2項第2号に該当する扶養親族をいう。以下同じ。)に限る。)がある場合、行(1)9級職員から行(1)9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等(条例第8条第1項に規定する扶養親族たる配偶者、父母等をいう。以下同じ。)がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を扶養親族届兼扶養親族簿により、任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族としての条件を具備するに至った者がある場合(行(1)9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は条例第8条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行(1)9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)</p> <p>2 略</p> <p>(支給の始期及び終期)</p> <p>第5条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(行(1)9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、行</p>	<p>(届出)</p> <p>第2条 新たに職員となった者に扶養親族(行(1)9級職員(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び第1条の2に規定する職員をいう。以下同じ。)にあつては、扶養親族たる子(条例第8条第2項第1号に該当する扶養親族をいう。以下同じ。)に限る。)がある場合、行(1)9級職員から行(1)9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる____父母等(条例第8条第1項に規定する扶養親族たる____父母等をいう。以下同じ。)がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を扶養親族届兼扶養親族簿により、任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族としての条件を具備するに至った者がある場合(行(1)9級職員に扶養親族たる____父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は条例第8条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行(1)9級職員に扶養親族たる____父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)</p> <p>2 略</p> <p>(支給の始期及び終期)</p> <p>第5条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(行(1)9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、行</p>

(1)9級職員から行(1)9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子がないときはその職員が行(1)9級職員以外の職員となった日、扶養親族がない職員に第2条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行(1)9級職員以外の職員から行(1)9級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子がないときはその職員が行(1)9級職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(行(1)9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で、同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

(支給額の改定)

第6条 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前条ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1)9級職員から行(1)9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる\_\_\_\_\_\_父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子がないときはその職員が行(1)9級職員以外の職員となった日、扶養親族がない職員に第2条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行(1)9級職員以外の職員から行(1)9級職員となった職員に扶養親族たる\_\_\_\_\_\_父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子がないときはその職員が行(1)9級職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(行(1)9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で、同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

(支給額の改定)

第6条 略

<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第2条第1項の規定による届出に係るものがある行(1)9級職員が行(1)9級職員以外の職員となった場合</p> <p>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第2条第1項の規定による届出に係るものがある行(1)8級職員(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び第1条の3に規定する職員をいう。以下同じ。)が行(1)8級職員又は行(1)9級職員以外の職員となった場合</p> <p>(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第2条第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行(1)9級職員以外のものが行(1)9級職員となった場合</p> <p>(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第2条第1項の規定による届出に係るものがある職員で行(1)8級職員又は行(1)9級職員以外のものが行(1)8級職員となった場合</p> <p>(7) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 扶養親族たる_____父母等及び扶養親族たる子で第2条第1項の規定による届出に係るものがある行(1)9級職員が行(1)9級職員以外の職員となった場合</p> <p>(4) 扶養親族たる_____父母等で第2条第1項の規定による届出に係るものがある行(1)8級職員(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び第1条の3に規定する職員をいう。以下同じ。)が行(1)8級職員又は行(1)9級職員以外の職員となった場合</p> <p>(5) 扶養親族たる_____父母等で第2条第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行(1)9級職員以外のものが行(1)9級職員となった場合</p> <p>(6) 扶養親族たる_____父母等で第2条第1項の規定による届出に係るものがある職員で行(1)8級職員又は行(1)9級職員以外のものが行(1)8級職員となった場合</p> <p>(7) 略</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市職員の住居手当支給に関する規則の一部改正)

**第6条** 一宮市職員の住居手当支給に関する規則(平成15年一宮市規則第51号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(借受人とみなされない職員)</p> <p>第2条 条例第9条の3第1項第1号の市長が規則で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 配偶者(____婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母又は配偶者の父母で__職員の扶養親族たるもの(</p>	<p>(借受人とみなされない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>職員の配偶者</u>(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母又は配偶者の父母で、__ 職員の扶養親族たる者(職員の配偶者で他に生計の途がなく</p>

<p>_____ 条例第8条第2項に規定する扶養親族で、一宮市職員の扶養手当支給に関する規則(昭和45年一宮市規則第24号)第2条第1項の規定による届出がされているものに限る。以下同じ。) _____ 以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p>(2) 略</p>	<p><u>主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第8条第2項に規定する扶養親族(一宮市職員の扶養手当支給に関する規則(昭和45年一宮市規則第24号)第2条第1項の規定による届出がされているものに限る。以下同じ。)をいう。)</u> 以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p>(2) 略</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市職員の単身赴任手当支給に関する規則の一部改正)

**第7条** 一宮市職員の単身赴任手当支給に関する規則(平成16年一宮市規則第16号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(やむを得ない事情)</p> <p>第2条 条例第10条の2第1項及び第3項の市長が規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) <u>配偶者が</u></p> <p>_____ 疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(届出)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第8条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第10条の</p>	<p>(やむを得ない事情)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(届出)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状態等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u></p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第8条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第10条の</p>

2第1項又は第3項の職員としての要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。	2第1項又は第3項の職員としての要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。 <u>前条第3項に規定する場合においても、同様とする。</u>
2 略	2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 付 則

(施行期日)

**第1条** この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(切替日における昇格又は降格した職員の号給の特例)

**第2条** 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)に昇格又は降格(以下この条において「昇格等」という。)した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして第3条の規定による改正後の一宮市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の初任給規則」という。)第13条又は第14条の規定を適用する。

(選考の結果に基づいて新たに職員となった者の号給の調整)

**第3条** 切替日前に選考(切替日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、切替日に当該選考の結果に基づいて職員となった部内の他の職員があるものに限る。)の結果に基づいて新たに職員となった者で、改正後の初任給規則第4条第4項の規定により職務の級を決定されたものの切替日における号給については、その者が切替日に新たに職員となったものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

**第4条** 切替日から令和8年3月31日までの間における第5条の規定による改正後の一宮市職員の扶養手当支給に関する規則第2条、第5条及び第6条の規定の適用については、「扶養親族たる父母等」とあるのは、「扶養親族たる配偶者、父母等」とする。

2 一宮市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年一宮市条例第21号)付則第2条の規定により読み替えられた一宮市職員の給与に関する条例(昭和26年一宮市条例第5号)第8条第1項に規定する職務の級が行政職給料表(1)の8級以上に相当する職員として規則で定める職員は、第1条の2及び第1条の3に規定する職員とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の職員の処遇等に関する条例施行規則の一部改正)

**第5条** 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の職員の処遇等に関する条例施行規則(平成11年一宮市規則第23号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(一般の派遣職員の給与の額)	(一般の派遣職員の給与の額)

<p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 一宮市職員の給与に関する条例(昭和26年一宮市条例第5号。以下「給与条例」という。)第5条第4項の規定により標準号給数(同条第5項に規定する市長が規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。)を昇給するものとし、一宮市職員の給与の支給等に関する規則(昭和28年一宮市規則第7号) <u>第22条第7項第3号</u> に掲げる職員であるものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>4~7 略</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 一宮市職員の給与に関する条例(昭和26年一宮市条例第5号。以下「給与条例」という。)第5条第4項の規定により標準号給数(同条第5項に規定する市長が規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。)を昇給するものとし、一宮市職員の給与の支給等に関する規則(昭和28年一宮市規則第7号) <u>第22条第7項第1号</u> に掲げる職員であるものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>4~7 略</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(雑則)

**第6条** 付則第2条から付則第4条までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

令和7年3月24日

一宮市職員旅費額条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第11号

一宮市職員旅費額条例施行規則の一部を改正する規則

一宮市職員旅費額条例施行規則(昭和44年一宮市規則第32号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p style="text-align: center;"><u>一宮市職員旅費額条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>一宮市職員旅費額条例</u>(昭和23年一宮市条例第65号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (最も経済的な通常の経路及び方法)</p> <p>第3条 条例第3条第2項に規定する最も経済的な通常の経路及び方法については、次のとおりとする。 (1)・(2) 略</p> <p>(<u>移転料等を支給する職員</u>)</p> <p>第4条 条例第3条第5項及び第6項の市長が定める職員は、市の要請に基づいて国を退職し、引き続いて採用された職員、一宮市職</p>	<p style="text-align: center;"><u>一宮市職員旅費条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>一宮市職員旅費条例</u>(昭和23年一宮市条例第65号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (最も経済的な通常の経路及び方法)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>出張する職員が、一宮市職員の給与に関する条例(昭和26年一宮市条例第5号)第10条に規定する通勤手当(一宮市職員の通勤手当支給に関する規則(昭和40年一宮市規則第36号)第5条第1項第3号に規定するものを除く。以下この号において「通勤手当」という。)の支給を受けている場合で、旅行の経路に当該通勤手当の支給を受けている区間(以下この号において「支給区間」という。)が含まれ、かつ、市長が支給区間に係る旅費を支給しないことが適当であると認めるときは、支給区間に係る旅費は支給しないものとする。</u></p> <p>(<u>転居費等を支給する職員</u>)</p> <p>第4条 <u>条例第3条第6項及び第7項の市長が定める職員は、市の要請に基づいて国を退職し、引き続いて採用された職員、一宮市職</u></p>

員の給与に関する条例(昭和26年一宮市条例第5号)第4条第1項第2号アに規定する医療職給料表(1)の適用を受ける職員であつて、採用に伴い住所又は居所を移転することが相当であると認められた職員及び人事交流等により住所又は居所を移転することが相当であると認められた職員とする。

(公用車)

第5条 条例第4条及び第5条に規定する公用車とは、本市の所有する自動車のほか、公用に利用する他の団体又は営業の自動車という。

(自己の車を公用に使用した場合の旅費額)

第5条の2 略

(遺族の順位)

第6条 条例第9条に規定する遺族の旅費額を受けることができる者は、同居の遺族とし、その順位は、条例第2条第5号に掲げる順序とする。この場合において、同順位者がある場合には年長者を先とし、同居の遺族のない場合には同号に掲げる順序による。

(旅費額の減額)

第7条 条例第11条第1項の規定により、次の各号に掲げる旅費額については、当該各号に定める額を減額するものとする。

(1) 宿泊の設備があり、かつ、その経費を指定された場合における宿泊料 条例の規定による宿泊料の定額から当該指定された経費に相当する額(その額が条例の規定による宿泊料の定額を超える場合は、条例の規定による宿泊料の定額)を減じて得た額

(2) 講習、研修又は訓練(以下「講習等」という。)のため出張する場合における宿泊料(前号に掲げるものを除く。) 出張

員の給与に関する条例

第4条第1項第2号アに規定する医療職給料表(1)の適用を受ける職員であつて、採用に伴い住所又は居所を移転することが相当であると認められた職員及び人事交流等により住所又は居所を移転することが相当であると認められた職員とする。

(自己の車を公用に使用した場合の旅費 )

第5条 略

(遺族の順位)

第6条 条例第5条第2項に規定する遺族の旅費を受けることができる者は、同居の遺族とし、その順位は、条例第2条第5号に掲げる順序とする。この場合において、同順位者がある場合には年長者を先とし、同居の遺族のない場合には同号に掲げる順序による。

(旅費 の減額)

第7条 条例第8条第1項 の規定により、次の各号に掲げる旅費 については、当該各号に定める額を減額するものとする。

(1) 宿泊費及び包括宿泊費に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するもの(以下この号において「食費」という。)が含まれている場合における宿泊手当 当該食費の額(食費の額が条例に規定する宿泊手当の額(以下この項において「宿泊手当額」という。)に3分の1を乗じて得た額を超える場合又は食費の額が明らかでない場合は、宿泊手当額に3分の1を乗じて得た額)

(2) 宿泊費及び包括宿泊費に朝食及び夕食に係る費用に相当するもの(以下この号において「朝夕食費」という。)が含ま

<p><u>の期間(講習等のある地に到着した日の翌日からその地を出発する日の前日までの間に限る。次号において同じ。)を次のアからエまでに区分して、条例の規定による宿泊料の定額にそれぞれ当該アからエまでに掲げる割合を乗じて得た額の合計額</u></p> <p><u>ア 6日を超え10日以内の期間 1日につき 100分の10</u></p> <p><u>イ 10日を超え20日以内の期間 1日につき 100分の20</u></p> <p><u>ウ 20日を超え30日以内の期間 1日につき 100分の30</u></p> <p><u>エ 30日を超える期間 1日につき 100分の40</u></p> <p><u>(3) 講習等のため出張する場合における日当 出張の期間を前号アからエまでに区分して、条例の規定による日当の定額</u> <u>に同号アからエまでに掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合計額</u></p> <p>2 市費以外から<u>旅費額</u>が支給される場合には、条例の規定による所定の<u>旅費額</u>のうち市費以外から支給される<u>旅費額</u>に相当する額を減額するものとする。</p> <p>別表(第5条の2関係) 表略</p>	<p><u>れている場合における宿泊手当 当該朝夕食費の額(朝夕食費の額が宿泊手当額に3分の2を乗じて得た額を超える場合又は朝夕食費の額が明らかでない場合は、宿泊手当額に3分の2を乗じて得た額)</u></p> <p>2 市費以外から<u>旅費</u>が支給される場合には、条例の規定による所定の<u>旅費</u>のうち市費以外から支給される<u>旅費</u>に相当する額を減額するものとする。</p> <p>別表(第5条 関係) 表略</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 付 則

(施行期日)

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。  
(一宮市出張所処務規則の一部改正)
- 一宮市出張所処務規則(昭和52年一宮市規則第32号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(専決事項)</p> <p>第4条 所長及び課長補佐(所長の指定する課長補佐に限る。以下同じ。)は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>所長専決事項</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第4条 略</p> <p>所長専決事項</p>

(1) 略 (2) 所属職員の <u>県内及び一宮市職員旅費額条例(昭和23年一宮市条例第65号)別表第2に規定する地域へ</u> の出張に関すること。 (3)～(5) 略 課長補佐専決事項 略	(1) 略 (2) 所属職員の_____出張に関すること。 (3)～(5) 略 課長補佐専決事項 略
------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

3 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年一宮市規則第44号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(旅費の支給) 第22条 条例第20条第1項の規定により出頭した者に対する旅費の支給については、 <u>一宮市職員旅費額条例(昭和23年一宮市条例第65号)</u> に規定する一般職員相当額とする。	(旅費の支給) 第22条 条例第20条第1項の規定により出頭した者に対する旅費の支給については、 <u>一宮市職員旅費条例</u> (昭和23年一宮市条例第65号)に規定する一般職員相当額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市保健所等設置条例施行規則の一部改正)

4 一宮市保健所等設置条例施行規則(令和2年一宮市規則第38号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(専決事項) 第4条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1) 略 (2) 所属職員の <u>県内並びに一宮市職員旅費額条例(昭和23年一宮市条例第65号)別表第2及び別表第3に規定する地域へ</u> の出張に関すること。	(専決事項) 第4条 略 (1) 略 (2) 所属職員の <u>県内</u> _____への出張に関すること。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

令和7年3月24日

予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第12号

予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

予算の編成及び執行に関する規則(昭和40年一宮市規則第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 部長等 部長、保健所長、福祉事務所長、消防長、<u>議会事務局長</u>及び教育長をいう。</p> <p>(3) 部等の次長等 部及び<u>議会事務局</u>の次長、尾西事務所長、木曾川事務所長、会計管理者、消防次長並びに監査事務所長をいう。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(予算に関する<u>見積書</u>等)</p> <p>第6条 課長等は、前条の編成方針に基づき、次に掲げる予算に関する<u>見積書等</u>を所属部長等を経て財政課長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>歳入歳出予算(補正)見積書</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の予算に関する<u>見積書</u>において、歳入歳出予算の経費に係るものについては、第3条に規定する区分により款、項、目及び節の区分を明らかにし、かつ、積算の基礎となる必要な目及び節の説明を加えなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(予算の裁定)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 部長等 部長、保健所長、福祉事務所長、消防長、<u>議会局長</u>及び教育長をいう。</p> <p>(3) 部等の次長等 部及び<u>議会局</u>の次長、尾西事務所長、木曾川事務所長、会計管理者、消防次長並びに監査事務所長をいう。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(予算に関する<u>要求書</u>等)</p> <p>第6条 課長等は、前条の編成方針に基づき、次に掲げる予算に関する<u>要求書等</u>を所属部長等を経て財政課長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>歳入歳出予算(補正)要求書</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の予算に関する<u>要求書</u>において、歳入歳出予算の経費に係るものについては、第3条に規定する区分により款、項、目及び節の区分を明らかにし、かつ、積算の基礎となる必要な目及び節の説明を加えなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(予算の裁定)</p>

<p>第8条 財政課長は、前条の規定に基づき提出された予算に関する見積書等について、調査検討し、査定原案を作成する。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1(第28条、第29条、第31条関係) (単位：万円)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>別表第3(第32条関係)</p> <p>【別記2 参照】</p>	<p>第8条 財政課長は、前条の規定に基づき提出された予算に関する要求書等について、調査検討し、査定原案を作成する。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1(第28条、第29条、第31条関係) (単位：万円)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>別表第3(第32条関係)</p> <p>【別記2 参照】</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

節及び区分	支出負担行為専決区分及び合議先						支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為の整理に必要な書類	
	副市長	部長等	部等の次長等	課長等	専任課長等	合議先				
略										
7報償費	下記以外のもの	100以上	50以上100未満	10以上50未満	10未満		100以上財政課長	支出決定のとき	支出しようとする額	
	略									
8旅費	下記以外のもの		15以上	10以上15未満	10未満		財政課長	支出決定のとき	支出しようとする額	出張命令書
	日帰り、県内、特定地、100km未満				1以上	1未満				
	移転料、扶養親族移転料		15以上	10以上15未満	10未満		人事課長 財政課長	支出決定のとき	支出しようとする額	移転料等支出内訳書
	略									
略										
10需用費	略									
	下記以外	5,000	3,000	1,000	1,000		130超	契約締	契約金	契約書

	の物品を 除く修繕 料	以上1 5,000 未満	以上 5,000 未満	以上 3,000 未満	未満		技術 関係 担当 課長 財務 部	結のと き	額	請求 見積書
略										

略

12委託料	略									
	単価契約 によるも の		1,000 以上	500以 上1,0 00未 満	500未 満		500以 上財 政課 長	請求の あった とき	請求の あった 金額	請求書

13使用料及 び賃借料	略									
	下記以外 の単価契 約による もの		1,000 以上	500以 上1,0 00未 満	5以上 500未 満	5未満	500以 上財 政課 長	請求の あった とき	請求の あった 金額	請求書
略										

略

21 補償金	略									
補償 、補 填 及 び 賠 償 金	尾張一宮 駅前ビル 駐車場料 金減免分 補償金		1,000 以上	500以 上1,0 00未 満	500未 満		500以 上財 政課 長	請求の あった とき	請求の あった 金額	請求書

略

略

備考

1～4 略

5 継続費、債務負担行為又は長期継続契約に基づく支出負担行為済みのものの歳出予算に基づく支出負担行為の専決区分は一宮市専決規程(昭和45年一宮市規程第1号)別表第3によるものとし、支出負担行為として整理する時期は、当該経費の支出決定のときとする。なお、その際支出負担行為決議書等当該支出負担行為の内容を示す書類には、継続費、債務負担行為又は長期継続契約に基づく支出負担行為済みである旨の

表示をなすものとする。

6 この表において、「特定地」とは、一宮市職員旅費額条例(昭和23年一宮市条例第65号)別表第2に定める地をいう。

7～11 略

12 交際費のうち議会のものに係る支出負担行為の専決区分は、全額議会事務局長とする。

改正後

節及び区分		支出負担行為専決区分及び合議先						支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為の整理に必要な書類
		副市長	部長等	部等の次長等	課長等	専任課長等	合議先			
略										
7報償費	下記以外のもの		100以上	50以上100未満	50未満		100以上財政課長	支出決定のとき	支出しようとする額	
略										
8旅費	宿泊を伴う旅行		15以上	10以上15未満	10未満		財政課長	支出決定のとき	支出しようとする額	出張命令書 支出内訳書 見積書
	日帰り旅行				1以上	1未満				
	転居費、家族移転費		15以上	10以上15未満	10未満		人事課長 財政課長	支出決定のとき	支出しようとする額	支出内訳書 見積書
略										
略										
10需用費	略									
	下記以外の物品を除く修繕料	5,000以上 5,000未満	3,000以上 5,000未満	1,000以上 3,000未満	1,000未満		130超技術関係担当課長(緊急を要する)	契約締結のとき	契約金額	契約書 請書 見積書

								応急 工事 を除 く。)			
								財務 部			
略											
略											
12委託料	略										
	単価契約 によるもの		1,000 以上	500以 上1,0 00未 満	500未 満			請求の あった とき	請求の あった 金額	請求書	
13使用料及 び賃借料	略										
	下記以外 の単価契 約による もの		1,000 以上	500以 上1,0 00未 満	5以上 500未 満	5未満		請求の あった とき	請求の あった 金額	請求書	
略											
略											
21 補償金	略										
補償 、補 填 及 び 賠 償 金	補填金 尾張一宮 駅前ビル 駐車場料 金減免分 補償金		1,000 以上	500以 上1,0 00未 満	500未 満			請求の あった とき	請求の あった 金額	請求書	
略											
略											
備考											
1～4 略											
5 継続費、債務負担行為、繰越しに基づく支出負担行為済みのものの歳出予算に基づ く支出負担行為として整理する時期は、当該年度の初日とする。											
6 長期継続契約のうち支出負担行為を契約締結時に整理する場合において、翌年度以 降の歳出予算に基づく支出負担行為として整理する時期は、当該年度の初日とする。											
7 支出負担行為済みのものの財務会計システムの支出負担行為額の決定の専決区分は											

課長等とする。ただし、決裁を受けた歳出予算執行向が財務部又は財政課長の合議を経たものは財政課の合議を要する。

8~12 略

13 交際費のうち議会のものに係る支出負担行為の専決区分は、全額議会局長\_\_\_\_とする。

【別記2】

現行

番号	帳票の名称
1	歳入予算見積書
2	歳出予算見積書
略	

改正後

番号	帳票の名称
1	歳入予算要求書
2	歳出予算要求書
略	

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月24日

一宮市市税条例施行規則及び一宮市事業所税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第13号

一宮市市税条例施行規則及び一宮市事業所税条例施行規則の一部を改正する規則  
(一宮市市税条例施行規則の一部改正)

**第1条** 一宮市市税条例施行規則(平成17年一宮市規則第38号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(市民税の減免に係る申請等) 第9条 前条の規定により市民税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が前条第1項の表の左欄に掲げる者又は同条第3項の規定に該当する者であることが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所及び氏名又は法人にあつては所在地、名称及び代表者名並びに法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。) (2)～(4) 略 2 略	(市民税の減免に係る申請等) 第9条 略  (1) 納税義務者の住所及び氏名又は法人にあつては所在地、名称及び代表者名並びに法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。) (2)～(4) 略 2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市事業所税条例施行規則の一部改正)

**第2条** 一宮市事業所税条例施行規則(平成22年一宮市規則第37号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(条例第13条第2項の規則で定める事項) 第5条 条例第13条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。	(条例第13条第2項の規則で定める事項) 第5条 略

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)

(2)～(5) 略

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。)

(2)～(5) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月24日

展望塔の管理及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第14号

展望塔の管理及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

展望塔の管理及び運営に関する条例施行規則(平成7年一宮市規則第27号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(利用の手続)</p> <p>第2条 展望塔の展望室へ入館しようとする者(以下「利用者」という。)は、利用料金の納付の際交付された利用券又は回数利用券等(条例第6条第1項に規定する回数利用券等をいう。)(以下この項において「利用券等」という。)に記載された情報を専用機器に読み取らせ、又は利用券等を係員に提示しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第3条 条例第5条第3項の市長が定める展望室の利用料金の減免の理由の基準は、次のとおりとする。この場合において、次の各号の2以上の規定に該当するときにあつては、いずれか一の規定を適用して利用料金を減免するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>年齢65歳以上の者が利用するとき。</u></p> <p>(3) <u>中学生、小学生、幼稚園児又は保育園児が授業又は保育上の目的のため、教職員に引率されて利用するとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が公益上その他相当の理由があると認めるとき。</u></p> <p>2 条例第5条第3項の市長が定める利用料金の減免の割合の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>前項第1号から第3号までの場合</u> 50パーセント</p>	<p>(利用の手続)</p> <p>第2条 展望塔の展望室へ入館しようとする者(以下「利用者」という。)は、利用料金の納付の際交付された利用券又は年間利用券(条例第6条第1項に規定する年間利用券をいう。)(以下この項において「利用券等」という。)に記載された情報を専用機器に読み取らせ、又は利用券等を係員に提示しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>中学生又は小学生が授業の目的のため、教職員に引率されて利用するとき。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が公益上その他相当の理由があると認めるとき。</u></p> <p>2 略</p> <p>(1) <u>前項第1号及び第2号の場合</u> 50パーセント</p>

<p>(2) <u>前項第4号</u>の場合 市長が相当と認める割合</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>第1項第2号の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、年齢を確認することができるものを窓口において提示しなければならない。</u></p> <p>5 <u>第1項第3号又は第4号</u>の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、展望室利用料金減免申請書を指定管理者(条例第11条の規定により展望塔の管理を行う指定管理者をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。ただし、その提出を要しないと指定管理者が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>6 <u>前3項</u>の規定により利用料金の減免を受けた者は、必要な利用料金を納入して、特別割引利用券の交付を受け、当該特別利用券に記載された情報を専用機器に読み取らせ、又は当該特別利用券を係員に提示しなければならない。</p> <p>(帳票)</p> <p>第7条 この規則の施行に関し必要な帳票は、次のとおりとし、その様式は、指定管理者が別に定める。</p> <p>(1) 利用券(一般・<u>回数</u>・年間・団体・特別割引)</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(2) <u>前項第3号</u>の場合 市長が相当と認める割合</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>第1項第2号又は第3号</u>の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、展望室利用料金減免申請書を指定管理者(条例第11条の規定により展望塔の管理を行う指定管理者をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。ただし、その提出を要しないと指定管理者が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 <u>前2項</u>の規定により利用料金の減免を受けた者は、必要な利用料金を納入して、特別割引利用券の交付を受け、当該特別利用券に記載された情報を専用機器に読み取らせ、又は当該特別利用券を係員に提示しなければならない。</p> <p>(帳票)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) 利用券(一般_____・年間・団体・特別割引)</p> <p>(2)～(5) 略</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に発行した回数利用券については、なお従前の例による。

令和7年3月24日

一宮市市民会館条例施行規則及び一宮市木曾川文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第15号

一宮市市民会館条例施行規則及び一宮市木曾川文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(一宮市市民会館条例施行規則の一部改正)

第1条 一宮市市民会館条例施行規則(令和2年一宮市規則第99号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(条例第3条第2項の規定による会館の使用の制限)</p> <p>第2条 条例第3条第2項の規定による同一の者に係る一宮市民会館及び一宮市尾西市民会館(以下「会館」と総称する。)の使用の制限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 営利営業行為を目的とするホールの使用 使用日 が30日の間に3日を超えないこと。</p> <p>(使用許可申請)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 ホールの使用の申請は、使用しようとする日 _____</p> <p>_____ の1年前 _____ (次に掲げる場合にあつては1年2か月前) _____ から10日前まで受け付けるものとする。ただし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定に基づくホールの使用の申請については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 会議室、主催者控室及び展示場 _____ の使用の申請は、ホールを同時</p>	<p>(条例第3条第2項の規定による会館の使用の制限)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 営利営業 _____ を目的とするホールの使用 使用する日が30日の間に5日を超えないこと。</p> <p>(使用許可申請)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 ホールの使用の申請は、使用しようとする日(その日が2日以上連続する場合にあつては、その最初の日。以下「使用日」という。) _____ の1年2か月前(次に掲げる場合にあつては1年4か月前)の日の属する月の初日から10日前まで受け付けるものとする。ただし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定に基づくホールの使用の申請については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 会議室、主催者控室及び展示場(屋外展示場を除く。)の使用の申請は、ホールを同時</p>

に使用する場合を除き、3か月前  
(前項各号(第1号アを除く。))に掲げる場合  
にあっては6か月前、同号アに掲げる場合に  
あっては1年2か月前  
から受け付けるものとする。

(使用許可の順位)

第4条 使用許可の順位は、申請の前後による  
ものとする。

(使用時間)

第8条 略

2 使用者は、使用開始後においては使用時間  
を延長することができない。ただし、次の  
各号のいずれかに該当する場合で特に市長  
が認めたときは、使用時間を延長すること  
ができる。この場合における使用時間の延  
長は、1時間を超えることができない。

(1) 夜間の使用

(2) 前号に掲げる場合以外の使用時間の  
延長が他の使用に支障がないと認められ  
るとき。

3 前項ただし書の場合においては、使用者  
は、一宮市民会館使用時間延長申請書を市長に  
提出しなければならない。

4 略

5 延長された使用時間の利用料金は、使用時  
間延長の許可を受けた時に納付しなければ  
ならない。ただし、使用者が国又は他の公  
共団体である場合において、市長がやむを  
得ないと認めるときは、この限りでない。

(付属設備の利用料金)

第9条 条例別表第2に規定する付属設備の利  
用料金の上限額は、別表のとおりとする。  
ただし、条例別表第1に規定する使用区分の

に使用する場合を除き、使用日の6か月前  
(前項各号(第1号アを除く。))に掲げる場合  
にあっては8か月前、同号アに掲げる場合に  
あっては1年4か月前の日の属する月の初  
日から受け付けるものとする。

4 屋外展示場の使用の申請は、ホールを同時  
に使用する場合を除き、使用日の3か月前の  
日の属する月の初日から受け付けるもの  
とする。

(使用許可の順位)

第4条 使用許可の順位は、申請の前後による  
ものとする。ただし、これによることが困  
難であると市長が認めるときは、抽選によ  
るものとする。

(使用時間)

第8条 略

2 使用者  
は、使用時間を延長しようとするときは、  
一宮市民会館使用時間延長申請書を市長に  
提出しなければならない。

3 略

(付属設備の利用料金)

第9条 条例別表第2に規定する付属設備の利  
用料金の上限額は、別表のとおりとする。  
ただし、条例別表第1に規定する使用区分の

うち、「午前」、「午後」又は「夜間」の2つ以上の区分にまたがり使用するときは、楽屋に係る利用料金を除き、別表の額にまたがる区分の数を乗じて得た額を利用料金の額とする。

2 前条第5項の規定は、前項の利用料金の納付について準用する。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第20条 条例第15条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合における第2条第1号、第3条第1項、第5条から第8条まで、第10条、第12条、第15条及び第18条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

別表(第9条関係)

1 一宮市民会館附属設備

(単位 円)

【別記1 参照】

備考 略

2 一宮市尾西市民会館附属設備

(1) 楽屋

(単位 円)

表略

(2) 舞台関係設備等

(単位 円)

表略

うち、「午前」、「午後」又は「夜間」の2つ以上の区分にまたがり使用するときは\_\_\_\_\_、別表の額にまたがる区分の数を乗じて得た額を利用料金の額とする。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第20条 条例第15条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合における\_\_\_\_\_第3条第1項、第4条から第8条まで、第10条第2項、第12条、第15条及び第18条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

別表(第9条関係)

1 一宮市民会館附属設備

(単位 円)

【別記1 参照】

備考 略

2 一宮市尾西市民会館附属設備

【別記2 参照】

備考 利用料金の上限額には、消費税等の額が含まれるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

種別	設備名	単位	利用料金の上限額	備考
楽屋	1号室	1室	<u>700</u>	
	2号室	1室	<u>700</u>	
	3号室	1室	<u>600</u>	

	4号室	1室	600		
	5号室	1室	600		
	6号室	1室	600		
	7号室	1室	600		
	8号室	1室	1,000		
	9号室	1室	1,000		
	浴室	1式	1,200	2室	
舞台設備	略				
	反響板	略			
	略				
	講演卓	1卓	略		
	花台	1卓	150		
	長机	1脚	100		
	折たたみ椅子	1脚	20		
	略				
	合唱台	1式	1,800		
	コントラバス用椅子	1台	20		
	持込器具(1kW)	1台	200		
	黒板	略			
	略				
音響設備	略				
	録音・再生機器	1台	700	レコードプレーヤー、CDプレーヤー、MDプレーヤー、テープレコーダー、カセットテープレコーダー	
	移動式スピーカー	1個	500		
	持込器具(1kW)	1台	200		
	移動式拡声装置	1式	700	マイクロホン1本付	
照明設備	Aセット	ステージスポットライト	1式	12,500	調光装置含む。
		プロセニウムライト			
		第1、2、3ボーダーライト			
		フットライト			
		ホリゾンライト			
		シーリングスポットライト			
		第1、2、3、4フロントスポットライト			
		第1、2、3、4サスペンションラ			

	イト			
	ライトタワー			
Bセッ ト	プロセニウムライト	1式	7,500	調光装置含む。
	第1、2ボーダーライト			
	フットライト			
	ホリゾンライト			
	シーリングスポットライト1/ 2			
	第1、2、3、4フロントスポット ライト1/2			
	第1、2、3、4サスペンションラ イト1/2			
	ライトタワー			
Cセッ ト	プロセニウムライト	1式	2,500	白色のみ 調光装置含む。
	天井反射板灯			
	フットライト			
	シーリングスポットライト1/ 2			
	ピンスポットライト(2kW)	1台	1,000	
	略			
	効果機	1台	600	
	持込器具(1kW)	1台	200	
	ライトタワー(上手、下手)	1セット	1,200	略
	略			
	ホリゾンライト	1列	600	
	ローアホリゾンライト	1式	700	
	フットライト	1式	600	
	花道フットライト	1式	600	
	略			
映写設 備	35mm映写機	1式	7,500	スクリーン含む。
	映写スクリーン	1式	1,800	
	16mm映写機	1台	1,800	映写台付
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	600	映写台付
	スライド映写機	1台	600	映写台付
	デイライトスクリーン	1台	150	
	映写スクリーン(大会議室用)	1台	300	
	持込器具(1kW)	1台	200	
	ビデオプロジェクター	1式	1,500	スクリーンは含まな い。

その他	略		
	持込器具(1kW)	1台	略

改正案

種別	設備名	単位	利用料金の 上限額	備考
楽屋	1号室	1室	1,000	
	2号室	1室	1,000	
	3号室	1室	900	
	4号室	1室	900	
	5号室	1室	900	
	6号室	1室	900	
	7号室	1室	900	
	8号室	1室	1,500	
	9号室	1室	1,500	
	浴室	1室	1,200	
舞台設 備	略			
	音響反射板	略		
	略			
	司会台・講演台	1台	略	
	花台	1卓	150	
	略			
	合唱台	1式	1,800	
	ホワイトボード	略		
音響設 備	略			
	録音・再生機器	1台	700	
	移動式スピーカー	1対	500	
照明設 備	Aセッ	ステージスポットライト	1式	16,200調光装置含む。
	ト	第1、2、3ボーダーライト		
		フットライト		
		水平線ライト		
		ローア水平線ライト		
		シーリングスポットライト		
		第1、2、3、4フロントスポット ライト		
		第1、2、3、4サスペンションラ イト		

Bセット	第1、2ボーダーライト	1式	8,400	調光装置含む。
	Horizontライト			
	ロアー Horizontライト			
	シーリングスポットライト(1/2)			
	第1、2、3、4フロントスポットライト(1/2)			
	第1、2、3、4サスペンションライト(1/2)			
Cセット	天井反射板灯	1式	5,600	白色のみ
	第3ボーダーライト			調光装置含む。
	シーリングスポットライト			
	第1、2、3、4フロントスポットライト			
	ピンスポットライト(2kW)	1台	1,500	
略				
	効果器具	1種	500	
	ライトタワー(上手、下手)	1セット	1,000	略
略				
	Horizontライト	1列	1,200	
	ロアー Horizontライト	1式	1,200	
	フットライト	1式	1,000	
	花道フットライト	1式	700	
略				
映写設備	映写スクリーン(ホール用)	1式	1,800	
	映写スクリーン(会議室用)	1式	300	
	ビデオプロジェクター(ホール用)	1台	2,000	スクリーンは含まない。
	ビデオプロジェクター(会議室用)	1台	1,500	スクリーンは含まない。
その他	略			
	電気使用量(1kW)	1口	略	

【別記2】

現行

全部改正のため省略

改正案

種別	設備名	単位	利用料金の	備考
----	-----	----	-------	----

			上限額	
楽屋	1号室	1室	1,200	
	2号室	1室	1,200	
	3号室	1室	2,200	
	4号室	1室	2,200	
	シャワー室	1式	1,000	2室
舞台関	迫り	1式	800	
係	所作台	1式	5,300	
	平台	1枚	100	
	音響反射板	1式	6,900	
	大太鼓	1式	500	
	金屏風	1双	1,100	
	松羽目	1式	1,100	
	竹羽目	1式	1,100	
	地がすり	1枚	500	
	指揮台(譜面台付)	1式	200	
	譜面台	1台	100	
	演台	1卓	500	
	花台	1卓	200	
	ピアノ	1台	5,300	調律料は含まない。
照明関	ボーダーライト	1列	800	
	サスペンションライト	1列	2,100	
	フットライト	1列	800	
	アッパーホリゾンライト	1列	800	
	ローアホリゾンライト	1列	800	
	シーリングライト	1式	1,800	
	フロントスポットライト	1式	1,800	
	スポットライト	1kW以下1 台	200	
	クセノンスポットライト	1基	1,100	
	ストリップライト(8灯用)	1連	400	
	ストリップライト(4灯用)	1連	200	
	効果器具	1種	500	
	音響設 備	録音・再生機器	1台	800
ワイヤレスマイク		1本	800	
マイクロホン		1本	500	
拡声装置		1基	3,600	
その他	展示用パネル	1枚	50	

机	1卓	200	
映写スクリーン	1式	2,000	
ビデオプロジェクター	1台	1,500	スクリーンは含まない。
電気使用量(1kW)	1口	200	

(一宮市木曾川文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

**第2条** 一宮市木曾川文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則(令和2年一宮市規則第100号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(使用許可申請)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から使用許可の申請を受け付けるものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) ホール(ホール及びホール以外の施設を同時に使用するときを含む。)を使用するとき 使用しようとする日(その日が2日以上連続する場合にあっては、その最初の日。以下「使用日」という。)の<u>1年</u>____前の日の属する月の初日</p> <p>(2) ホール以外の施設を使用するとき(ホール及びホール以外の施設を同時に使用するときを除く。) 使用日の<u>3か</u>月前の日の属する月の初日</p> <p>(使用時間の<u>延長</u>)</p> <p>第9条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(使用許可申請)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) ホール(ホール及びホール以外の施設を同時に使用するときを含む。)を使用するとき 使用しようとする日(その日が2日以上連続する場合にあっては、その最初の日。以下「使用日」という。)の<u>1年2か</u>月前の日の属する月の初日</p> <p>(2) ホール以外の施設を使用するとき(ホール及びホール以外の施設を同時に使用するときを除く。) 使用日の<u>6か</u>月前の日の属する月の初日</p> <p>(使用時間____)</p> <p>第9条 略</p> <p>2・3 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の一宮市市民会館条例施行規則第9条及び別表の規定は、この規則の施行の日以後にその使用を許可するものについて適用し、同日前にその使用を許可したものについては、なお従前の例による。



いては、市長が別に定める。 (1)～(5) 略 <u>(6) アイプラザ一宮使用時間延長申請書</u> <u>(7) アイプラザ一宮使用時間延長許可証</u> <u>(8)～(11) 略</u> 別表(第11条関係) 【別記 参照】 備考 略	いては、市長が別に定める。 (1)～(5) 略  <u>(6)～(9) 略</u> 別表(第11条関係) 【別記 参照】 備考 略
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 【別記】

現行

付属設備	単位	使用時間	利用料金の上限額
講堂及び小ホールに係る音響装置	略		
講堂及び小ホールに係る照明装置	略		
映写機	一式	<u>1時間まで</u>	<u>2,100円</u>
		<u>1時間を超える1時間までごと</u>	<u>1,000円</u>
略			

改正案

付属設備	単位	使用時間	利用料金の上限額
_____小ホールに係る音響装置	略		
_____小ホールに係る照明装置	略		
略			

### 付 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。